

令和7年第2回（3月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第14号	令和6年度上越市一般会計補正予算(第8号)	議会事務局ほか	1～5
議案第25号	上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務課	6～11
議案第26号	上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	人事課	12
議案第27号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		13～16
議案第28号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について		
議案第29号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について		
議案第30号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について		17～70
議案第31号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について		71～73
議案第32号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		74
議案第33号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について		75～77
議案第5号	令和7年度上越市一般会計予算	議会事務局ほか	78～112

総務部
議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 4 号
提 出 課	議会事務局

歳出科目（P 60～P 61）	1 款 1 項 1 目	議会費
-----------------	-------------	-----

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
議員活動費	317, 020	△6, 720	310, 300

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	△6, 720	職員手当等	△6, 720

【補正理由】

令和 6 年 4 月の議員改選に伴い新たに議員となった者（13 名）について、6 月期の期末手当が在職期間 3 か月未満で満額支給とならなかったことから、議員期末手当を減額するもの

【補正内容】

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
職員手当等	議員期末手当	57, 565	△6, 720	50, 845

提 出 課	広報対話課
-------	-------

歳出科目（P60～P61）	2 款 1 項 3 目	広報広聴費
---------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
広報事業	54,387	△3,240	51,147

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	△3,240	委託料	△3,240

【補正理由】

広報作成印刷業務委託料の入札差金を減額するもの

【補正内容】

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	広報作成印刷業務委託料	35,303	△3,240	32,063

提 出 課	行政イノベーション課
-------	------------

歳出科目（P62～P63）	2 款 1 項 17 目	情報政策費
---------------	--------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
情報システム事業	1, 321, 323	△ 417, 752	903, 571

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
諸収入	△ 381, 776	委託料	△ 376, 430
一般財源	△ 35, 976	使用料及び賃借料	△ 41, 322

【補正理由】

基幹系の 20 業務に係るシステムの統一・標準化について、住民記録等の移行を担う事業者が、技術者の不足等から移行期限である令和 7 年度末までの移行が困難であると国及び本市に申し出たことを受け、移行スケジュール全体を再検討した結果、見直し後の完了目標を令和 9 年度に設定することとなった。このことに伴い、令和 7 年度以降に延伸した工程に係る経費を減額するとともに、関連する端末等の更新時期の調整、その他導入機器の精査等を行い、令和 6 年度不要となる経費を減額するもの

【補正内容】

(歳入)

区 分		補正前	補正額	補正後
諸収入	デジタル基盤改革支援補助金	479, 049	△381, 776	97, 273
一般財源		833, 395	△35, 976	797, 419
計		1, 312, 444	△417, 752	894, 692

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
委託料	システム運用管理業務委託料	658, 894	△376, 430	282, 464
使用料及び賃借料	電子計算機借上料	596, 519	△41, 322	555, 197
計		1, 255, 413	△417, 752	837, 661

参考：見直し後の移行スケジュール

業務	令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
	4～9 月	10～3 月	4～9 月	10～3 月	4～9 月	10～3 月
<u>第 1 グループ</u> 戸籍・戸籍附票・健康管理・国民健康保険		移行				
<u>第 2 グループ</u> 生活保護				移行		
<u>第 3 グループ</u> 住民基本台帳・印鑑登録・固定資産税・ 個人住民税・法人住民税・軽自動車税・ 国民年金・就学・選挙人名簿管理・ 障害者福祉・介護保険・後期高齢者医療					移行	
<u>第 4 グループ</u> 児童手当・児童扶養手当・子ども子育て支 援						移行

提出課	総務課
-----	-----

歳出科目（P62～P63）	2款1項32目	定額減税補足給付費
---------------	---------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
定額減税補足給付金事業	1,571,028	△90,116	1,480,912

主な補正財源	主な経費
国庫支出金 △90,116	委託料 △70,016 負担金補助及び交付金 △20,100

【補正理由】

定額減税補足給付金（調整給付）の支給が終了し、事業費の確定に合わせて不用額を減額するもの

【補正内容】

（歳入）

区分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,571,028	△90,116	1,480,912

（歳出）

区分	補正前	補正額	補正後
職員手当等 時間外勤務手当	2,600	0	2,600
需用費 修繕料	394	0	394
役務費 通信運搬費	68	0	68
手数料	4,066	0	4,066
委託料 定額減税補足給付金（調整給付）支給業務委託料	102,000	△70,016	31,984
負担金補助及び交付金 定額減税補足給付金（調整給付）	1,461,900	△20,100	1,441,800
計	1,571,028	△90,116	1,480,912

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 5 号
提 出 課	総務課

上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 制定理由

刑法の一部改正に伴い、刑罰である懲役及び禁錮刑が拘禁刑として一本化されることを受け、関係する条例 9 本を一括して改正するもの

2 改正内容

条文中で引用する「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

4 上越市刑法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

- (1) 第 1 条の規定による上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(欠格条項) 第 4 条 略 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)及び(3) 略	(欠格条項) 第 4 条 略 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)及び(3) 略

- (2) 第 2 条の規定による職員の退職手当に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(退職手当の支払の差止め) 第 1 6 条 略 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2 ～ 4 略 5 略	(退職手当の支払の差止め) 第 1 6 条 略 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2 ～ 4 略 5 略

改 正 案	改 正 前
(1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合 (3) 略 ６～１０ 略 （退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第１７条 略 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 ２～６ 略 （退職をした者の退職手当の返納） 第１８条 略 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 ２～６ 略 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第２０条 略 ２及び３ 略 ４ 退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第１８条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続	(1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合 (3) 略 ６～１０ 略 （退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第１７条 略 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 ２～６ 略 （退職をした者の退職手当の返納） 第１８条 略 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 ２～６ 略 （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第２０条 略 ２及び３ 略 ４ 退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第１８条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続

改 正 案	改 正 前
人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略	人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略

(3) 第3条の規定による上越市統計調査条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(罰則) 第11条 第7条又は第8条の規定に違反した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第11条 第7条又は第8条の規定に違反した者は、3月以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。

(4) 第4条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(期末手当) 第22条の2 略 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第22条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6	(期末手当) 第22条の2 略 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第22条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6

改 正 案	改 正 前
編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 ２及び３ 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 ４～６ 略	編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 ２及び３ 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3) 略 ４～６ 略

(5) 第５条の規定による職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(失職の例外) 第９条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 ２ 略	(失職の例外) 第９条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 ２ 略

(6) 第６条の規定による特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(退職手当の支給制限) 第６条 略 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 (起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い) 第７条 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑（第１号に掲げる者であった者にあつては、同号に定める刑）が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるもの（同号に掲げる者であった者にあつては、処せられた場合に被選挙権を有し	(退職手当の支給制限) 第６条 略 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) 略 (起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い) 第７条 特別職の職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑（第１号に掲げる者であった者にあつては、同号に定める刑）が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるもの（同号に掲げる者であった者にあつては、処せられた場合に被選挙権を有し

改 正 案	改 正 前
ないこととなる罰金の刑に係るものを除く。)を除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に、任期満了により、又は任期の中途において退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる者であった者が当該各号に定める刑に処せられなかったときは、この限りでない。 (1) 市長 <u>拘禁刑</u>以上の刑又は罰金の刑 (処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。) (2) 副市長 <u>拘禁刑</u>以上の刑 2 略	ないこととなる罰金の刑に係るものを除く。)を除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に、任期満了により、又は任期の中途において退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる者であった者が当該各号に定める刑に処せられなかったときは、この限りでない。 (1) 市長 <u>禁錮</u>以上の刑又は罰金の刑 (処せられた場合に被選挙権を有しないこととなる罰金の刑に限る。) (2) 副市長 <u>禁錮</u>以上の刑 2 略

(7) 第7条の規定による上越市水道水源保護条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(罰則) 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略	(罰則) 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) 略

(8) 第8条の規定による上越市自然環境保全条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(罰則) 第33条 第27条の規定による命令に従わない者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略 3 及び4 略	(罰則) 第33条 第27条の規定による命令に従わない者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略 3 及び4 略

(9) 第9条の規定による上越市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
附 則 1～4 略	附 則 1～4 略

改 正 案	改 正 前
5 第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 6 第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7～10 略	5 第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 6 第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7～10 略

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 6 号
提 出 課	人事課

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 改正理由
保育所嘱託医の報酬額を引き上げるもの
- 改正内容
保育所嘱託医の報酬の上限額を改定する。（別表関係）
- 施行期日
令和 7 年 4 月 1 日
- 上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前																
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）																
<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>保育所嘱託医</td><td>1 保育所につき 年 250,000 円以内</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	（略）		保育所嘱託医	1 保育所につき 年 250,000 円以内	（略）		<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>保育所嘱託医</td><td>1 保育所につき 年 230,000 円以内</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	（略）		保育所嘱託医	1 保育所につき 年 230,000 円以内	（略）	
区分	報酬額																
（略）																	
保育所嘱託医	1 保育所につき 年 250,000 円以内																
（略）																	
区分	報酬額																
（略）																	
保育所嘱託医	1 保育所につき 年 230,000 円以内																
（略）																	

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 7 号～議案第 2 9 号
提 出 課	人事課

**議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
特 別 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例の一部改正について
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例**

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるもの

2 改正内容

- (1) 議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改める。
（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条、特別職の職員の給与に関する条例第 4 条、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第 4 条関係）

区分	改正前	改正後			年間比較
	令和 6 年度	令和 6 年度		令和 7 年度以後	
	6・12 月期	6 月期	12 月期	6・12 月期	
期末手当	170/100	170/100	175/100	172.5/100	5/100

<参考>改定に伴う年間の期末手当支給額の比較 （単位：円）

区 分	改定前	改定後	年間比較
議 長	2,166,480	2,198,340	31,860
副 議 長	1,916,784	1,944,972	28,188
議 員	1,803,768	1,830,294	26,526
市 長	3,361,184	3,410,614	49,430
副 市 長	2,685,700	2,725,196	39,496
教 育 長	2,581,008	2,618,964	37,956

- (2) (1)の改正のうち令和 6 年 1 2 月期における期末手当の支給割合の改正を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととする。（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例附則第 3 項、特別職の職員の給与に関する条例附則第 3 項、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例附則第 3 項関係）

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和 6 年 1 2 月期における期末手当の支給割合の改正及び 2 (2)の規定 公布の日
（令和 6 年 4 月 1 日から適用）
(2) 令和 7 年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和 7 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

(1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
(期末手当) 第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

イ 第2条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(期末手当) 第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

(2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に</u>	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

イ 第2条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u> _____ _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

イ 第2条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略	(期末手当) 第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 2 略

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 0 号
提 出 課	人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の職員に適用される給料表の給料月額を平均で約 2.7%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるほか、配偶者に係る扶養手当を廃止するなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 医師及び歯科医師の初任給調整手当の月額の上限を「41万5,600円」から「41万6,600円」に改める。（第12条の2関係）
- (2) 令和6年12月期及び令和7年6月期以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を次の表のとおり改める。（第22条、第23条、第29条、第30条関係）

区分		改正前	改正後			年間比較
		令和6年度	令和6年度		令和7年度以降	
		6・12月期	6月期	12月期	6・12月期	
下 記 以 外 の職員	期末 手当	122.5/100 (102.5/100)	122.5/100 (102.5/100)	127.5/100 (107.5/100)	125/100 (105/100)	5/100
	勤勉 手当	102.5/100 (122.5/100)	102.5/100 (122.5/100)	107.5/100 (127.5/100)	105/100 (125/100)	5/100
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等	期末 手当	67.5/100 (57.5/100)	67.5/100 (57.5/100)	70/100 (60/100)	68.75/100 (58.75/100)	2.5/100
	勤勉 手当	50/100 (60/100)	50/100 (60/100)	52.5/100 (62.5/100)	51.25/100 (61.25/100)	2.5/100
会 計 年 度 任 用 職 員	期末 手当	122.5/100	122.5/100	122.5/100	125/100	5/100
	勤勉 手当	50/100	50/100	50/100	51.25/100	2.5/100

※（ ）内の割合は、部長級職員に対する支給割合

- (3) 一般行政職給料表、技能労務職給料表及び医療職給料表の給料月額を改定し、平均で約 2.7%引き上げる。（別表第1－別表第3関係）
- (4) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1人につき1万3,000円とする。ただし、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例を設け、段階的に実施する。（第10条、附則第6項関係）

<参考>

区分		改正前	特例	改正後
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
配偶者	下記以外の職員	6,500円	3,000円	廃止
	8級職員等※	3,500円	廃止	
子		10,000円	11,500円	13,000円

※一般行政職給料表 8 級及び医療職給料表 4 級以上の適用を受ける職員

- (5) 通期手当の月額の上限額を 15 万円に引き上げるほか、人事異動等により新幹線で通勤する者に対し、通勤手当を支給する。（第 13 条関係）
- (6) 単身赴任手当の支給対象者として、新規に採用されたことにより住居を移転し、やむを得ない理由により配偶者と別居することになった職員を追加する。（第 13 条の 2 関係）
- (7) 管理職員特別勤務手当の対象時間を次のとおり改める。（第 17 条関係）

改正前	改正後
午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時

※週休日等を除く平日に限る。

- (8) (1)、(2)（令和 6 年度に係る部分に限る。）及び(3)の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとする。（附則第 2 項関係）
- (9) (1)、(2)（令和 6 年度に係る部分に限る。）及び(3)の改正を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすこととする。（附則第 3 項関係）
- (10) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間においては、会計年度任用職員に対する給料月額の支給は、それぞれ改正前の別表第 1 から別表第 3 までの給料表を適用する。（附則第 4 項関係）

《参考》 給与改定の主な内容

○給料表の改定

初任給を始め若年層に重点を置き、一般行政職、技能労務職及び医療職の給料表の給料月額を平均で約 2.7% 引上げ

- ・初任給の給料月額を引上げ（大学卒 23,800 円、高校卒 21,400 円の増）

○期末・勤勉手当の支給割合の改定

- ・正規職員 年間で 0.10 月分引上げ（4.50 月分→4.60 月分）
- ・会計年度任用職員 年間で 0.075 月分引上げ（3.45 月分→3.525 月分）

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 2(1)、(2)（令和 6 年度に係る部分に限る。）及び(3)の改正並びに 2(8)、(9)及び(10)の規定 公布の日
- (2) 2(2)（令和 7 年度以降に係る部分に限る。）、(4)、(5)、(6)及び(7)の改正 令和 7 年 4 月 1 日
- (3) その他の改正 令和 7 年 4 月 1 日

4 一般職の職員の給与に関する条例改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
(初任給調整手当) 第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額<u>41万6,600円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 (期末手当) 第22条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第23条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間	(初任給調整手当) 第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額<u>41万5,600円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 (期末手当) 第22条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> (一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の102.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u> 」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第23条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

第1条の規定による改正案	第1条の規定による改正前
勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6</u>月に支給する場合には<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）、<u>12</u>月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に、<u>6</u>月に支給する場合には<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）、<u>12</u>月に支給する場合には<u>100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1から別表第3まで 別掲1のとおり	勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____ <u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）_____ _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に_____ <u>100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）_____ _____を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1から別表第3まで 別掲2のとおり

(2) 第2条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
（初任給、昇給及び昇格等の基準） 第4条 略 2～4 略 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な勤務成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給_____ _____とすることを標準として規則で定める基準に従	（初任給、昇給及び昇格等の基準） 第4条 略 2～4 略 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な勤務成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給<u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）</u>とすることを標準として規則で定める基準に従

第 2 条の規定による改正案	第 1 条の規定による改正後
_____にあっては、 3, 5 0 0 円) _____とする。 4 扶養親族たる子のうちに満 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間 _____にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5, 0 0 0 円に<u>当該期間にある当該扶養親族たる子の数</u>を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>第 8 条の規定は、扶養手当の支給についてこれを準用する。</u> (追加) 6 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (追加) (削除)	<u>料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8 級職員等」という。）にあっては、3, 5 0 0 円）、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間 <u>（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5, 0 0 0 円に<u>特定期間にある当該扶養親族たる子の数</u>を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>（扶養親族の届出）</u> <u>第 1 1 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。</u> <u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 2 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u> <u>（扶養手当支給の開始及び停止）</u> <u>第 1 2 条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日</u>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(削除)	<u>であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</u> <u>2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等以外の職員となった場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合</u> <u>(5) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> <u>3 第8条の規定は、扶養手当の支給についてこれを準用する。</u>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<u>第10条の2及び第11条</u> 略 (住居手当) <u>第12条</u> 略 (1) 略 (2) 第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～4 略 (通勤手当) 第13条 略 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員<u>(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</u> (2) 略 (3) 通勤のため<u>交通機関等</u>を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>交通機関等</u>を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2 略 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に	<u>第12条の2及び第12条の3</u> 略 (住居手当) <u>第12条の4</u> 略 (1) 略 (2) 第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____ _____が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～4 略 (通勤手当) 第13条 略 (1) 通勤のため交通機関_____ _____を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(<u>交通機関</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>交通機関</u>を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 略 (3) 通勤のため<u>交通機関</u>を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(<u>交通機関</u>を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>交通機関</u>を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2 略 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
要する運賃等の額に相当する額（<u>次項及び第6項</u>において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 <u>交通機関等</u> を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、<u>交通機関等</u>の利用距離及び自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 _____ _____ _____ _____ _____, 第1号に定める額又は前号に定める額 3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場（規則で定めるものに限る。以下「<u>駐車場等</u>」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下「<u>駐車料金等</u>」という。）を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項第3号に定める額に当該駐車場等の1月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超えるときは、<u>3,000円</u>。第6項において「<u>駐車料金等加算額</u>」という。）を加算した額とする。	要する運賃等の額に相当する額（以下この号 _____ において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額</u>（以下この号及び第3号において「<u>1月当たりの運賃等相当額</u>」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） _____ (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 <u>交通機関</u> を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、<u>交通機関</u>の利用距離及び自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額 _____ 3 第1項第3号に掲げる職員で、駐車場又は駐輪場（規則で定めるものに限る。以下「<u>駐車場等</u>」という。）を利用し、当該駐車場等の利用に係る料金（以下「<u>駐車料金等</u>」という。）を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項第3号に定める額に当該駐車場等の1月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額（その額が3,000円を超えるときは、<u>3,000円</u>） _____ を加算した額とする。

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<u>4 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）</u> <u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額 （追加）</u> <u>5 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u>（追加） <u>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第</u>	

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<u>2号に定める額、第3項に定める駐車料金等加算額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>（追加） <u>7～10</u> 略 （単身赴任手当） 第13条の2 略 2 略 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> 4及び5 略 （管理職員特別勤務手当） 第17条 第9条第1項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第9条第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の</u> 午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	<u>4～7</u> 略 （単身赴任手当） 第13条の2 略 2 略 3 <u>第1項</u> の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4及び5 略 （管理職員特別勤務手当） 第17条 第9条第1項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第9条第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から</u>午前5時までの間 であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____ (2) 略 4 略 （期末手当） 第22条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>_____（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>_____）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」_____とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第23条 略 2 略	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）_____ (2) 略 4 略 （期末手当） 第22条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第23条 略 2 略

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> _____（特定幹部職員にあっては、<u>100分の125</u> _____）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> _____（特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.25</u> _____）を乗じて得た額の総額 3～5 略 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第24条の3 第4条第3項から第10項まで及び第10条並びに第10条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員等（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。）には適用しない。 （会計年度任用職員の諸手当） 第28条 会計年度任用職員の初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当（付加報酬及び通勤に係る費用弁償を含む。）は、<u>第10条の2、第11条</u>、第13条、第14条から第16条まで、第18条、第19条、第20条及び第21条の規定を準用して支給する。 （会計年度任用職員の期末手当） 第29条 略	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の52.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第24条の3 第4条第3項から第10項まで及び第10条から第12条の3までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員等（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。）には適用しない。 （会計年度任用職員の諸手当） 第28条 会計年度任用職員の初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当（付加報酬及び通勤に係る費用弁償を含む。）は、<u>第12条の2、第12条の3</u>、第13条、第14条から第16条まで、第18条、第19条、第20条及び第21条の規定を準用して支給する。 （会計年度任用職員の期末手当） 第29条 略

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第30条 略 2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3及び4 略 別表第1から別表第3まで 別掲3のとおり	2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 略 (会計年度任用職員の勤勉手当) 第30条 略 2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3及び4 略 別表第1から別表第3まで 別掲4のとおり

(3) 附則第7項の規定による職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
附 則 第20条 一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項から第10項まで、第10条及び第10条の2 _____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 第20条 一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項から第10項まで、第10条から第12条の2まで及び第12条の3 <u>(医療職給料表の適用を受ける職員に限る。)</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(別掲 1)

第 1 条の規定による改正案

別表第 1 (第 3 条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	

第 1 条の規定による改正案

35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		

第 1 条の規定による改正案											
		79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300			
		80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500			
		81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700			
		82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000			
		83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300			
		84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500			
		85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700			
		86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500				
		87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800				
		88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000				
		89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200				
		90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500				
		91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800				
		92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000				
		93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200				
		94		299, 400	347, 400	386, 600					
		95		299, 700	347, 800	387, 000					
		96		300, 100	348, 200	387, 400					
		97		300, 300	348, 400	387, 700					
		98		300, 600	348, 800	388, 200					
		99		301, 000	349, 200	388, 600					
		100		301, 400	349, 500	389, 000					
		101		301, 600	349, 800	389, 300					
		102		301, 900	350, 200						
		103		302, 200	350, 600						
		104		302, 500	351, 000						
		105		302, 700	351, 500						
		106		303, 000	351, 900						
		107		303, 300	352, 300						
		108		303, 600	352, 700						
		109		303, 800	353, 200						
		110		304, 200	353, 600						
		111		304, 600	353, 900						
		112		304, 900	354, 200						
		113		305, 100	354, 700						
		114		305, 300							
		115		305, 600							
		116		306, 000							
		117		306, 200							
		118		306, 400							
		119		306, 700							
		120		307, 000							
		121		307, 400							
		122		307, 600							

第 1 条の規定による改正案

	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	

備考 この表は、別表第 2 及び別表第 3 の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	166, 500	227, 700	244, 600	276, 800	298, 300
	2	167, 700	228, 500	245, 400	277, 800	300, 100
	3	168, 800	229, 300	246, 200	278, 800	301, 700
	4	169, 900	230, 100	246, 900	279, 700	303, 300
	5	171, 200	230, 800	247, 600	280, 400	304, 500
	6	172, 400	231, 600	248, 700	281, 100	305, 500
	7	173, 600	232, 400	249, 700	281, 800	306, 400
	8	174, 800	233, 200	250, 700	282, 500	307, 200
	9	175, 800	234, 000	251, 700	283, 100	308, 100
	10	177, 000	234, 700	252, 900	283, 700	309, 500
	11	178, 300	235, 400	254, 000	284, 300	310, 800
	12	179, 500	236, 100	255, 000	284, 900	312, 000
	13	180, 600	236, 800	256, 100	285, 500	313, 000
	14	181, 800	237, 400	257, 100	286, 100	314, 200
	15	183, 100	238, 000	258, 000	286, 700	315, 400
	16	184, 400	238, 600	258, 500	287, 200	316, 500
	17	185, 700	239, 200	259, 100	287, 700	317, 600
	18	187, 400	239, 800	259, 500	288, 200	318, 700
	19	189, 100	240, 400	259, 900	288, 700	319, 800
	20	190, 800	240, 900	260, 400	289, 100	320, 900
	21	192, 500	241, 400	260, 900	289, 500	321, 900
	22	194, 200	241, 900	261, 400	289, 900	323, 000
	23	195, 800	242, 400	261, 900	290, 300	324, 100

第 1 条の規定による改正案

24	197, 400	242, 900	262, 500	290, 700	325, 200
25	199, 000	243, 400	263, 300	291, 100	326, 200
26	200, 500	243, 900	263, 900	291, 500	327, 300
27	202, 000	244, 300	264, 500	291, 900	328, 400
28	203, 500	244, 800	265, 300	292, 300	329, 400
29	205, 000	245, 400	266, 100	292, 700	330, 400
30	206, 500	245, 900	266, 800	293, 100	331, 400
31	208, 000	246, 400	267, 400	293, 500	332, 400
32	209, 500	246, 800	268, 200	293, 900	333, 400
33	211, 000	247, 200	269, 000	294, 300	334, 400
34	212, 400	247, 700	269, 700	294, 800	335, 300
35	213, 800	248, 200	270, 400	295, 300	336, 400
36	215, 200	248, 600	271, 100	295, 800	337, 400
37	216, 600	249, 000	271, 800	296, 300	338, 400
38	217, 700	249, 500	272, 500	296, 800	339, 400
39	218, 800	250, 000	273, 200	297, 300	340, 400
40	219, 900	250, 400	273, 900	297, 800	341, 300
41	220, 900	250, 800	274, 600	298, 300	342, 200
42	221, 800	251, 300	275, 300	299, 000	343, 100
43	222, 700	251, 800	275, 900	299, 600	344, 000
44	223, 600	252, 200	276, 500	300, 300	344, 900
45	224, 500	252, 600	277, 000	300, 900	345, 800
46	225, 300	253, 000	277, 500	301, 500	346, 800
47	226, 100	253, 400	278, 000	302, 100	347, 800
48	226, 900	253, 800	278, 500	302, 600	348, 700
49	227, 700	254, 200	279, 000	303, 100	349, 600
50	228, 400	254, 600	279, 500	303, 700	350, 500
51	229, 100	255, 000	280, 000	304, 300	351, 400
52	229, 800	255, 400	280, 400	304, 900	352, 200
53	230, 500	255, 800	280, 800	305, 500	353, 000
54	231, 100	256, 200	281, 300	306, 200	353, 800
55	231, 700	256, 600	281, 700	306, 900	354, 600
56	232, 300	257, 000	282, 200	307, 600	355, 300
57	233, 000	257, 300	282, 600	308, 200	356, 000
58	233, 500	257, 700	283, 100	308, 900	356, 800
59	234, 000	258, 100	283, 600	309, 600	357, 600
60	234, 500	258, 400	284, 100	310, 200	358, 200
61	235, 000	258, 700	284, 600	310, 800	358, 900
62	235, 400	259, 100	285, 200	311, 500	359, 500
63	235, 800	259, 500	285, 800	312, 200	360, 200
64	236, 200	259, 800	286, 400	312, 800	360, 900
65	236, 600	260, 100	287, 000	313, 300	361, 500
66	236, 900	260, 400	287, 600	313, 800	362, 000
67	237, 200	260, 700	288, 200	314, 400	362, 500

第 1 条の規定による改正案

68	237, 500	260, 900	288, 800	315, 000	363, 000
69	237, 800	261, 100	289, 300	315, 600	363, 400
70	238, 100	261, 400	289, 800	316, 000	
71	238, 400	261, 700	290, 300	316, 500	
72	238, 700	261, 900	290, 800	317, 000	
73	238, 900	262, 100	291, 300	317, 300	
74	239, 200	262, 400	291, 800	317, 800	
75	239, 500	262, 700	292, 200	318, 300	
76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700	
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900	
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200	
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400	
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700	
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000	
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300	
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600	
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800	
85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000	
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300	
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600	
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800	
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000	
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300	
91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600	
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900	
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100	
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400	
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700	
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900	
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100	
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400	
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700	
100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900	
101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100	
102	246, 100	269, 300	303, 700		
103	246, 400	269, 600	304, 000		
104	246, 700	269, 900	304, 300		
105	246, 900	270, 100	304, 600		
106	247, 200	270, 300	305, 000		
107	247, 500	270, 600	305, 300		
108	247, 700	270, 800	305, 700		
109	247, 900	271, 100	306, 000		
110	248, 200	271, 400	306, 400		
111	248, 500	271, 700	306, 800		

第 1 条の規定による改正案

112	248,700	271,900	307,100			
113	248,900	272,100	307,300			
114	249,200	272,400	307,600			
115	249,500	272,600	307,900			
116	249,700	272,800	308,100			
117	249,900	273,100	308,300			
118	250,200	273,400	308,600			
119	250,500	273,700	308,900			
120	250,700	273,900	309,100			
121	250,900	274,100	309,300			
122		274,300	309,600			
123		274,600	309,900			
124		274,900	310,100			
125		275,100	310,300			
126		275,300	310,600			
127		275,600	310,900			
128		275,900	311,100			
129		276,100	311,300			
130		276,300	311,600			
131		276,600	311,900			
132		276,900	312,100			
133		277,100	312,300			
134		277,300				
135		277,600				
136		277,900				
137		278,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定年 前再 任用 短時		円	円	円	円	円
1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500	
2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600	
3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700	

第1条の規定による改正案

間 勤 務 職 員 等 以 外 の 職 員	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	

第 1 条の規定による改正案

48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
66		476, 900	528, 700	
67		477, 500	529, 400	
68		478, 100	530, 300	
69		478, 400	531, 200	
70		479, 000	532, 000	
71		479, 700	532, 900	
72		480, 400	533, 800	
73		480, 800	534, 600	
74		481, 400	535, 500	
75		482, 100	536, 400	
76		482, 800	537, 100	
77		483, 200	537, 900	
78		483, 800	538, 800	
79		484, 400	539, 700	
80		484, 900	540, 600	
81		485, 400	541, 400	
82		485, 900	542, 300	
83		486, 400	543, 200	
84		486, 900	544, 100	
85		487, 300	544, 900	
86		487, 800	545, 800	
87		488, 200	546, 700	
88		488, 700	547, 600	
89		489, 200	548, 400	
90		489, 800		
91		490, 400		

第 1 条の規定による改正案

	92		490,800				
	93		491,300				
	94		491,900				
	95		492,500				
	96		493,000				
	97		493,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800	

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

(別掲 2)

第 1 条の規定による改正前

別表第 1 (第 3 条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	

第 1 条の規定による改正前										
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100		
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700		
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200		
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800		
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400		
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000		
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500		
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				

第 1 条の規定による改正前										
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900			
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100			
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300			
	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600			
	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900			
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100			
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300			
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300				
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600				
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800				
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000				
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300				
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600				
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800				
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000				
	94		295, 900	343, 600	382, 500					
	95		296, 200	344, 100	382, 900					
	96		296, 600	344, 500	383, 300					
	97		296, 800	344, 700	383, 600					
	98		297, 100	345, 100	384, 100					
	99		297, 500	345, 500	384, 500					
	100		297, 900	345, 800	384, 900					
	101		298, 100	346, 100	385, 200					
	102		298, 400	346, 500						
	103		298, 800	346, 900						
	104		299, 100	347, 300						
	105		299, 300	347, 800						
	106		299, 600	348, 200						
	107		300, 000	348, 600						
	108		300, 300	349, 000						
	109		300, 500	349, 500						
	110		300, 900	349, 900						
	111		301, 300	350, 200						
	112		301, 600	350, 500						
	113		301, 800	351, 000						
	114		302, 000							
	115		302, 300							
	116		302, 700							
	117		302, 900							
	118		303, 100							
	119		303, 400							
	120		303, 700							
	121		304, 100							
	122		304, 300							

第 1 条の規定による改正前

	123		304, 600							
	124		304, 900							
	125		305, 200							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200	

備考 この表は、別表第 2 及び別表第 3 の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

技能労務職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	147, 100	200, 200	219, 900	260, 200	285, 500
	2	148, 100	201, 200	221, 000	261, 400	287, 300
	3	149, 100	202, 200	221, 900	262, 400	288, 900
	4	150, 100	203, 000	222, 800	263, 500	290, 500
	5	151, 200	203, 700	223, 800	264, 200	292, 100
	6	152, 300	205, 200	225, 100	265, 200	293, 400
	7	153, 400	206, 500	226, 300	266, 100	294, 500
	8	154, 400	207, 600	227, 400	267, 000	295, 700
	9	155, 300	208, 900	228, 700	267, 600	296, 900
	10	156, 400	209, 600	230, 300	268, 300	298, 600
	11	157, 500	210, 400	231, 800	269, 100	300, 300
	12	158, 600	211, 100	233, 000	269, 900	301, 800
	13	159, 500	212, 200	234, 100	270, 700	303, 100
	14	160, 600	213, 100	235, 300	271, 500	304, 600
	15	161, 800	214, 000	236, 500	272, 300	306, 000
	16	162, 900	214, 800	237, 400	273, 100	307, 300
	17	164, 000	215, 700	238, 000	273, 800	308, 800
	18	165, 400	216, 700	238, 400	274, 800	310, 300
	19	166, 700	217, 600	238, 800	275, 700	311, 900
	20	167, 900	218, 500	239, 300	276, 500	313, 500
	21	169, 000	219, 200	239, 800	277, 400	314, 500
	22	170, 200	220, 000	241, 100	278, 000	315, 900
	23	171, 400	220, 800	242, 300	278, 700	317, 200

第 1 条の規定による改正前

24	172, 600	221, 400	243, 200	279, 400	318, 500
25	173, 700	222, 100	244, 300	279, 900	319, 600
26	175, 200	222, 600	245, 500	280, 600	321, 000
27	176, 700	223, 000	246, 700	281, 400	322, 400
28	178, 200	223, 500	247, 900	282, 100	323, 800
29	179, 600	224, 100	248, 700	282, 900	325, 300
30	181, 000	225, 100	249, 800	283, 800	326, 500
31	182, 500	226, 000	251, 000	284, 600	327, 800
32	184, 000	226, 600	252, 100	285, 400	329, 000
33	185, 400	227, 100	253, 200	286, 100	330, 000
34	187, 100	228, 100	254, 100	287, 000	330, 900
35	188, 800	229, 100	255, 000	287, 900	332, 000
36	190, 500	230, 100	256, 000	288, 800	333, 100
37	192, 200	230, 600	257, 000	289, 400	334, 200
38	193, 300	231, 700	257, 800	290, 200	335, 200
39	194, 700	232, 800	258, 600	291, 000	336, 200
40	195, 800	233, 800	259, 500	291, 800	337, 200
41	196, 800	234, 500	260, 400	292, 400	338, 100
42	198, 200	235, 500	261, 300	293, 400	339, 000
43	199, 400	236, 400	262, 200	294, 400	339, 900
44	200, 600	237, 200	263, 200	295, 300	340, 800
45	202, 100	238, 000	263, 800	296, 000	341, 700
46	203, 100	238, 800	264, 700	296, 900	342, 700
47	204, 000	239, 500	265, 700	297, 800	343, 700
48	205, 100	240, 100	266, 600	298, 600	344, 600
49	206, 200	240, 700	267, 600	299, 200	345, 500
50	207, 200	241, 600	268, 400	299, 800	346, 400
51	208, 100	242, 500	269, 200	300, 400	347, 300
52	209, 100	243, 300	269, 900	301, 100	348, 100
53	210, 200	244, 200	270, 500	301, 700	348, 900
54	211, 200	245, 100	271, 300	302, 500	349, 700
55	212, 100	245, 700	272, 100	303, 200	350, 500
56	213, 000	246, 400	272, 900	303, 900	351, 200
57	213, 900	247, 200	273, 500	304, 500	351, 900
58	214, 500	247, 900	274, 400	305, 200	352, 700
59	215, 200	248, 600	275, 300	305, 900	353, 500
60	216, 000	249, 200	276, 200	306, 500	354, 100
61	216, 800	249, 800	277, 100	307, 100	354, 800
62	217, 300	250, 600	278, 100	307, 800	355, 500
63	217, 800	251, 400	278, 900	308, 500	356, 200
64	218, 300	252, 000	279, 800	309, 100	356, 900
65	218, 800	252, 600	280, 600	309, 600	357, 500
66	219, 400	253, 100	281, 400	310, 100	358, 000
67	220, 000	253, 500	282, 200	310, 700	358, 500

第 1 条の規定による改正前							
68	220, 500	253, 900	282, 900	311, 300	359, 000		
69	220, 800	254, 600	283, 500	311, 900	359, 400		
70	221, 100	255, 100	284, 300	312, 300			
71	221, 400	255, 500	285, 100	312, 800			
72	221, 700	255, 800	285, 800	313, 300			
73	221, 900	256, 000	286, 500	313, 600			
74	222, 300	256, 300	287, 200	314, 100			
75	222, 600	256, 700	287, 900	314, 600			
76	223, 000	257, 100	288, 700	315, 000			
77	223, 200	257, 400	289, 200	315, 200			
78	223, 700	257, 800	289, 700	315, 500			
79	224, 000	258, 200	290, 100	315, 800			
80	224, 300	258, 600	290, 500	316, 100			
81	224, 600	258, 900	290, 900	316, 400			
82	224, 900	259, 200	291, 300	316, 700			
83	225, 200	259, 500	291, 800	317, 000			
84	225, 500	259, 700	292, 300	317, 300			
85	225, 800	259, 900	292, 600	317, 500			
86	226, 100	260, 100	293, 100	317, 900			
87	226, 400	260, 400	293, 700	318, 200			
88	226, 700	260, 700	294, 200	318, 400			
89	227, 000	260, 900	294, 500	318, 600			
90	227, 400	261, 100	295, 000	318, 900			
91	227, 700	261, 400	295, 500	319, 200			
92	228, 000	261, 600	295, 800	319, 500			
93	228, 200	261, 900	296, 200	319, 700			
94	228, 500	262, 200	296, 700	320, 000			
95	228, 800	262, 500	297, 200	320, 300			
96	229, 100	262, 700	297, 700	320, 500			
97	229, 300	262, 900	298, 000	320, 700			
98	229, 600	263, 200	298, 400	321, 000			
99	229, 800	263, 400	298, 900	321, 300			
100	230, 100	263, 700	299, 400	321, 500			
101	230, 400	264, 000	299, 800	321, 700			
102	230, 600	264, 200	300, 200				
103	230, 900	264, 500	300, 500				
104	231, 200	264, 800	300, 800				
105	231, 500	265, 000	301, 100				
106	232, 000	265, 200	301, 500				
107	232, 300	265, 500	301, 900				
108	232, 600	265, 700	302, 300				
109	232, 800	266, 000	302, 600				
110	233, 200	266, 300	303, 000				
111	233, 600	266, 600	303, 400				

第 1 条の規定による改正前

112	233,900	266,800	303,700			
113	234,100	267,000	303,900			
114	234,600	267,300	304,200			
115	235,100	267,500	304,500			
116	235,600	267,700	304,700			
117	235,900	268,000	304,900			
118	236,300	268,300	305,200			
119	236,700	268,600	305,500			
120	237,000	268,900	305,700			
121	237,400	269,100	305,900			
122		269,300	306,200			
123		269,600	306,500			
124		269,900	306,700			
125		270,100	306,900			
126		270,300	307,200			
127		270,600	307,500			
128		270,900	307,700			
129		271,100	307,900			
130		271,300	308,200			
131		271,600	308,500			
132		271,900	308,700			
133		272,100	308,900			
134		272,300				
135		272,600				
136		272,900				
137		273,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
前	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
再	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300

第 1 条の規定による改正前								
任用 短 時 間 勤 務 職 員 等 以 外 の 職 員	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400		
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300		
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700		
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100		
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500		
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700		
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200		
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700		
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200		
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700		
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800		
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900		
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800		
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000		
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000		
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000		
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000		
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000		
	22	335,000	403,900	453,300	517,700			
	23	338,400	405,500	455,600	519,500			
	24	341,700	407,100	457,800	521,300			
	25	345,000	408,800	459,800	522,900			
	26	347,500	411,000	462,100	524,700			
	27	350,000	413,100	464,300	526,500			
	28	352,300	415,100	466,600	528,300			
	29	354,400	417,200	468,700	529,900			
	30	356,100	419,300	470,900	531,700			
	31	357,800	420,900	473,200	533,500			
	32	359,600	422,600	475,300	535,300			
	33	361,500	424,500	477,100	536,900			
	34	363,700	426,000	479,200	538,700			
	35	365,800	427,800	481,300	540,400			
	36	367,800	429,600	483,300	542,100			
	37	369,700	431,500	485,400	543,700			
	38	371,900	433,500	487,100	545,300			
	39	374,000	435,300	488,900	546,700			
	40	376,000	437,200	490,700	548,300			
	41	378,000	439,000	492,300	549,800			
	42	378,700	440,700	494,100	551,200			
	43	379,300	442,400	495,900	552,600			
	44	380,000	444,200	497,500	553,900			
	45	380,900	446,000	498,900	555,100			
	46	382,200	447,800	500,600	556,100			
	47	383,500	449,500	502,400	557,100			

第 1 条の規定による改正前							
48	384, 800	451, 200	504, 100	558, 100			
49	385, 600	452, 800	505, 600	559, 100			
50	386, 400	454, 500	506, 900	560, 000			
51	387, 200	456, 200	508, 200	560, 900			
52	387, 700	457, 900	509, 500	561, 800			
53	388, 500	459, 800	510, 500	562, 600			
54	389, 300	461, 000	511, 800	563, 500			
55	390, 000	462, 200	513, 100	564, 400			
56	390, 700	463, 400	514, 400	565, 300			
57	391, 400	464, 400	515, 400	566, 200			
58	392, 300	465, 400	516, 200	567, 100			
59	393, 000	466, 300	517, 000	568, 000			
60	393, 600	467, 100	517, 800	568, 700			
61	394, 100	467, 900	518, 700	569, 600			
62	394, 600	468, 600	519, 500	570, 500			
63	395, 000	469, 300	520, 400	571, 400			
64	395, 400	469, 900	521, 200	572, 300			
65	395, 700	470, 600	522, 100	573, 200			
66		471, 300	523, 000				
67		471, 900	523, 700				
68		472, 500	524, 600				
69		472, 800	525, 500				
70		473, 400	526, 300				
71		474, 100	527, 200				
72		474, 800	528, 100				
73		475, 200	528, 900				
74		475, 800	529, 800				
75		476, 500	530, 700				
76		477, 200	531, 400				
77		477, 600	532, 200				
78		478, 200	533, 100				
79		478, 800	534, 000				
80		479, 300	534, 900				
81		479, 900	535, 700				
82		480, 400	536, 600				
83		480, 900	537, 500				
84		481, 400	538, 400				
85		481, 800	539, 200				
86		482, 400	540, 100				
87		482, 800	541, 000				
88		483, 300	541, 900				
89		483, 800	542, 700				
90		484, 400					
91		485, 000					

第 1 条の規定による改正前

	92		485, 400				
	93		485, 900				
	94		486, 500				
	95		487, 100				
	96		487, 600				
	97		488, 100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	
		297, 300	339, 700	394, 300	467, 400	567, 400	

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

(別掲3)

第2条の規定による改正案

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		

第2条の規定による改正案

35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		

第 2 条の規定による改正案											
		79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800				
		80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000				
		81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200				
		82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500				
		83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				
		84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000				
		85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200				
		86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600					
		87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000					
		88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400					
		89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700					
		90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200					
		91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600					
		92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000					
		93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300					
		94		299, 400	348, 800						
		95		299, 700	349, 200						
		96		300, 100	349, 500						
		97		300, 300	349, 800						
		98		300, 600	350, 200						
		99		301, 000	350, 600						
		100		301, 400	351, 000						
		101		301, 600	351, 500						
		102		301, 900	351, 900						
		103		302, 200	352, 300						
		104		302, 500	352, 700						
		105		302, 700	353, 200						
		106		303, 000	353, 600						
		107		303, 300	353, 900						
		108		303, 600	354, 200						
		109		303, 800	354, 700						
		110		304, 200							
		111		304, 600							
		112		304, 900							
		113		305, 100							
		114		305, 300							
		115		305, 600							
		116		306, 000							
		117		306, 200							
		118		306, 400							
		119		306, 700							
		120		307, 000							
		121		307, 400							
		122		307, 600							

第2条の規定による改正案

	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

備考 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400

第2条の規定による改正案

24	219, 900	242, 900	265, 300	292, 300	333, 400
25	220, 900	243, 400	266, 100	292, 700	334, 400
26	221, 800	243, 900	266, 800	293, 100	335, 300
27	222, 700	244, 300	267, 400	293, 500	336, 400
28	223, 600	244, 800	268, 200	293, 900	337, 400
29	224, 500	245, 400	269, 000	294, 300	338, 400
30	225, 300	245, 900	269, 700	294, 800	339, 400
31	226, 100	246, 400	270, 400	295, 300	340, 400
32	226, 900	246, 800	271, 100	295, 800	341, 300
33	227, 700	247, 200	271, 800	296, 300	342, 200
34	228, 400	247, 700	272, 500	296, 800	343, 100
35	229, 100	248, 200	273, 200	297, 300	344, 000
36	229, 800	248, 600	273, 900	297, 800	344, 900
37	230, 500	249, 000	274, 600	298, 300	345, 800
38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000	346, 800
39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600	347, 800
40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300	348, 700
41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900	349, 600
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	

第2条の規定による改正案

68	241,700	260,900	290,800	317,000
69	241,900	261,100	291,300	317,300
70	242,200	261,400	291,800	317,800
71	242,500	261,700	292,200	318,300
72	242,700	261,900	292,600	318,700
73	242,900	262,100	293,000	318,900
74	243,200	262,400	293,400	319,200
75	243,500	262,700	293,800	319,400
76	243,700	262,900	294,200	319,700
77	243,900	263,100	294,600	320,000
78	244,200	263,400	295,000	320,300
79	244,500	263,700	295,400	320,600
80	244,700	263,900	295,900	320,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	

第2条の規定による改正案

112	271,900	308,100		
113	272,100	308,300		
114	272,400	308,600		
115	272,600	308,900		
116	272,800	309,100		
117	273,100	309,300		
118	273,400	309,600		
119	273,700	309,900		
120	273,900	310,100		
121	274,100	310,300		
122	274,300	310,600		
123	274,600	310,900		
124	274,900	311,100		
125	275,100	311,300		
126	275,300	311,600		
127	275,600	311,900		
128	275,900	312,100		
129	276,100	312,300		
130	276,300			
131	276,600			
132	276,900			
133	277,100			
134	277,300			
135	277,600			
136	277,900			
137	278,100			
定年前再任用短時間勤務職員等	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	197,900	209,000	227,500	248,600

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時		円	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100	
2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100	
3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400	

第2条の規定による改正案

間 勤 務 職 員 等 以 外 の 職 員	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		

第2条の規定による改正案							
		48	398,800	472,800	527,100		
		49	399,400	473,500	527,900		
		50	399,900	474,200	528,700		
		51	400,400	474,900	529,400		
		52	400,900	475,500	530,300		
		53	401,400	476,200	531,200		
		54	401,800	476,900	532,000		
		55	402,200	477,500	532,900		
		56	402,600	478,100	533,800		
		57	403,000	478,400	534,600		
		58	403,400	479,000	535,500		
		59	403,800	479,700	536,400		
		60	404,200	480,400	537,100		
		61	404,600	480,800	537,900		
		62	405,000	481,400	538,800		
		63	405,400	482,100	539,700		
		64	405,800	482,800	540,600		
		65	406,100	483,200	541,400		
		66		483,800	542,300		
		67		484,400	543,200		
		68		484,900	544,100		
		69		485,400	544,900		
		70		485,900	545,800		
		71		486,400	546,700		
		72		486,900	547,600		
		73		487,300	548,400		
		74		487,800			
		75		488,200			
		76		488,700			
		77		489,200			
		78		489,800			
		79		490,400			
		80		490,800			
		81		491,300			
		82		491,900			
		83		492,500			
		84		493,000			
		85		493,500			
	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
			301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

第2条の規定による改正案

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に
適用する。

(別掲 4)

第 1 条の規定による改正後

別表第 1 (第 3 条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	

第 1 条の規定による改正後

35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		

第 1 条の規定による改正後											
		79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300			
		80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500			
		81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700			
		82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000			
		83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300			
		84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500			
		85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700			
		86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500				
		87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800				
		88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000				
		89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200				
		90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500				
		91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800				
		92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000				
		93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200				
		94		299, 400	347, 400	386, 600					
		95		299, 700	347, 800	387, 000					
		96		300, 100	348, 200	387, 400					
		97		300, 300	348, 400	387, 700					
		98		300, 600	348, 800	388, 200					
		99		301, 000	349, 200	388, 600					
		100		301, 400	349, 500	389, 000					
		101		301, 600	349, 800	389, 300					
		102		301, 900	350, 200						
		103		302, 200	350, 600						
		104		302, 500	351, 000						
		105		302, 700	351, 500						
		106		303, 000	351, 900						
		107		303, 300	352, 300						
		108		303, 600	352, 700						
		109		303, 800	353, 200						
		110		304, 200	353, 600						
		111		304, 600	353, 900						
		112		304, 900	354, 200						
		113		305, 100	354, 700						
		114		305, 300							
		115		305, 600							
		116		306, 000							
		117		306, 200							
		118		306, 400							
		119		306, 700							
		120		307, 000							
		121		307, 400							
		122		307, 600							

第 1 条の規定による改正後

	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	

備考 この表は、別表第 2 及び別表第 3 の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	166, 500	227, 700	244, 600	276, 800	298, 300
	2	167, 700	228, 500	245, 400	277, 800	300, 100
	3	168, 800	229, 300	246, 200	278, 800	301, 700
	4	169, 900	230, 100	246, 900	279, 700	303, 300
	5	171, 200	230, 800	247, 600	280, 400	304, 500
	6	172, 400	231, 600	248, 700	281, 100	305, 500
	7	173, 600	232, 400	249, 700	281, 800	306, 400
	8	174, 800	233, 200	250, 700	282, 500	307, 200
	9	175, 800	234, 000	251, 700	283, 100	308, 100
	10	177, 000	234, 700	252, 900	283, 700	309, 500
	11	178, 300	235, 400	254, 000	284, 300	310, 800
	12	179, 500	236, 100	255, 000	284, 900	312, 000
	13	180, 600	236, 800	256, 100	285, 500	313, 000
	14	181, 800	237, 400	257, 100	286, 100	314, 200
	15	183, 100	238, 000	258, 000	286, 700	315, 400
	16	184, 400	238, 600	258, 500	287, 200	316, 500
	17	185, 700	239, 200	259, 100	287, 700	317, 600
	18	187, 400	239, 800	259, 500	288, 200	318, 700
	19	189, 100	240, 400	259, 900	288, 700	319, 800
	20	190, 800	240, 900	260, 400	289, 100	320, 900
	21	192, 500	241, 400	260, 900	289, 500	321, 900
	22	194, 200	241, 900	261, 400	289, 900	323, 000
	23	195, 800	242, 400	261, 900	290, 300	324, 100

第 1 条の規定による改正後

24	197, 400	242, 900	262, 500	290, 700	325, 200
25	199, 000	243, 400	263, 300	291, 100	326, 200
26	200, 500	243, 900	263, 900	291, 500	327, 300
27	202, 000	244, 300	264, 500	291, 900	328, 400
28	203, 500	244, 800	265, 300	292, 300	329, 400
29	205, 000	245, 400	266, 100	292, 700	330, 400
30	206, 500	245, 900	266, 800	293, 100	331, 400
31	208, 000	246, 400	267, 400	293, 500	332, 400
32	209, 500	246, 800	268, 200	293, 900	333, 400
33	211, 000	247, 200	269, 000	294, 300	334, 400
34	212, 400	247, 700	269, 700	294, 800	335, 300
35	213, 800	248, 200	270, 400	295, 300	336, 400
36	215, 200	248, 600	271, 100	295, 800	337, 400
37	216, 600	249, 000	271, 800	296, 300	338, 400
38	217, 700	249, 500	272, 500	296, 800	339, 400
39	218, 800	250, 000	273, 200	297, 300	340, 400
40	219, 900	250, 400	273, 900	297, 800	341, 300
41	220, 900	250, 800	274, 600	298, 300	342, 200
42	221, 800	251, 300	275, 300	299, 000	343, 100
43	222, 700	251, 800	275, 900	299, 600	344, 000
44	223, 600	252, 200	276, 500	300, 300	344, 900
45	224, 500	252, 600	277, 000	300, 900	345, 800
46	225, 300	253, 000	277, 500	301, 500	346, 800
47	226, 100	253, 400	278, 000	302, 100	347, 800
48	226, 900	253, 800	278, 500	302, 600	348, 700
49	227, 700	254, 200	279, 000	303, 100	349, 600
50	228, 400	254, 600	279, 500	303, 700	350, 500
51	229, 100	255, 000	280, 000	304, 300	351, 400
52	229, 800	255, 400	280, 400	304, 900	352, 200
53	230, 500	255, 800	280, 800	305, 500	353, 000
54	231, 100	256, 200	281, 300	306, 200	353, 800
55	231, 700	256, 600	281, 700	306, 900	354, 600
56	232, 300	257, 000	282, 200	307, 600	355, 300
57	233, 000	257, 300	282, 600	308, 200	356, 000
58	233, 500	257, 700	283, 100	308, 900	356, 800
59	234, 000	258, 100	283, 600	309, 600	357, 600
60	234, 500	258, 400	284, 100	310, 200	358, 200
61	235, 000	258, 700	284, 600	310, 800	358, 900
62	235, 400	259, 100	285, 200	311, 500	359, 500
63	235, 800	259, 500	285, 800	312, 200	360, 200
64	236, 200	259, 800	286, 400	312, 800	360, 900
65	236, 600	260, 100	287, 000	313, 300	361, 500
66	236, 900	260, 400	287, 600	313, 800	362, 000
67	237, 200	260, 700	288, 200	314, 400	362, 500

第 1 条の規定による改正後

68	237, 500	260, 900	288, 800	315, 000	363, 000
69	237, 800	261, 100	289, 300	315, 600	363, 400
70	238, 100	261, 400	289, 800	316, 000	
71	238, 400	261, 700	290, 300	316, 500	
72	238, 700	261, 900	290, 800	317, 000	
73	238, 900	262, 100	291, 300	317, 300	
74	239, 200	262, 400	291, 800	317, 800	
75	239, 500	262, 700	292, 200	318, 300	
76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700	
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900	
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200	
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400	
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700	
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000	
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300	
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600	
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800	
85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000	
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300	
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600	
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800	
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000	
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300	
91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600	
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900	
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100	
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400	
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700	
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900	
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100	
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400	
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700	
100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900	
101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100	
102	246, 100	269, 300	303, 700		
103	246, 400	269, 600	304, 000		
104	246, 700	269, 900	304, 300		
105	246, 900	270, 100	304, 600		
106	247, 200	270, 300	305, 000		
107	247, 500	270, 600	305, 300		
108	247, 700	270, 800	305, 700		
109	247, 900	271, 100	306, 000		
110	248, 200	271, 400	306, 400		
111	248, 500	271, 700	306, 800		

第 1 条の規定による改正後

112	248,700	271,900	307,100			
113	248,900	272,100	307,300			
114	249,200	272,400	307,600			
115	249,500	272,600	307,900			
116	249,700	272,800	308,100			
117	249,900	273,100	308,300			
118	250,200	273,400	308,600			
119	250,500	273,700	308,900			
120	250,700	273,900	309,100			
121	250,900	274,100	309,300			
122		274,300	309,600			
123		274,600	309,900			
124		274,900	310,100			
125		275,100	310,300			
126		275,300	310,600			
127		275,600	310,900			
128		275,900	311,100			
129		276,100	311,300			
130		276,300	311,600			
131		276,600	311,900			
132		276,900	312,100			
133		277,100	312,300			
134		277,300				
135		277,600				
136		277,900				
137		278,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

医療職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定 年		円	円	円	円	円
前 再	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
任 用	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
短 時	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700

第 1 条の規定による改正後

間 勤 務 職 員 等 以 外 の 職 員	4	298, 200	377, 600	432, 600	489, 800	583, 800
	5	300, 300	380, 100	434, 500	491, 600	586, 700
	6	303, 800	382, 800	436, 100	493, 300	589, 100
	7	307, 300	385, 500	437, 700	495, 000	591, 500
	8	310, 700	388, 100	439, 300	496, 700	593, 900
	9	314, 100	390, 200	440, 900	498, 400	596, 100
	10	317, 600	392, 700	442, 700	500, 500	597, 600
	11	321, 000	395, 200	444, 500	502, 600	599, 100
	12	324, 400	397, 700	446, 300	504, 700	600, 600
	13	327, 800	400, 300	448, 100	506, 700	602, 100
	14	331, 300	403, 000	449, 900	508, 600	603, 200
	15	334, 700	405, 600	451, 700	510, 700	604, 300
	16	338, 100	408, 100	453, 500	512, 700	605, 200
	17	341, 500	410, 500	455, 100	514, 600	606, 400
	18	344, 600	412, 700	457, 100	516, 600	607, 400
	19	347, 700	414, 800	459, 000	518, 600	608, 400
	20	350, 800	416, 900	460, 900	520, 400	609, 400
	21	354, 000	419, 000	462, 300	522, 200	610, 400
	22	357, 100	420, 500	464, 100	524, 000	
	23	360, 200	422, 000	465, 900	525, 800	
	24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600	
	25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200	
	26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000	
	27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800	
	28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600	
	29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200	
	30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000	
	31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800	
	32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500	
	33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100	
	34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900	
	35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600	
	36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300	
	37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800	
	38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400	
	39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800	
	40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400	
	41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900	
	42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300	
	43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700	
	44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000	
	45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200	
	46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200	
	47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200	

第 1 条の規定による改正後

48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
66		476, 900	528, 700	
67		477, 500	529, 400	
68		478, 100	530, 300	
69		478, 400	531, 200	
70		479, 000	532, 000	
71		479, 700	532, 900	
72		480, 400	533, 800	
73		480, 800	534, 600	
74		481, 400	535, 500	
75		482, 100	536, 400	
76		482, 800	537, 100	
77		483, 200	537, 900	
78		483, 800	538, 800	
79		484, 400	539, 700	
80		484, 900	540, 600	
81		485, 400	541, 400	
82		485, 900	542, 300	
83		486, 400	543, 200	
84		486, 900	544, 100	
85		487, 300	544, 900	
86		487, 800	545, 800	
87		488, 200	546, 700	
88		488, 700	547, 600	
89		489, 200	548, 400	
90		489, 800		
91		490, 400		

第 1 条の規定による改正後

	92		490,800				
	93		491,300				
	94		491,900				
	95		492,500				
	96		493,000				
	97		493,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800	

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

改 正 案	改 正 前
(削除) (削除) 15～17 略 附 則 第6条 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて<u>日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この条において同じ。）</u>の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 第13条 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項第2号中「イ 雇用</u>	<u>受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 15～17 略 附 則 第6条 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて<u>日本電信電話株式会社の職員となり</u> ____、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 第13条 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項第2号中「イ 雇用</u>

改 正 案	改 正 前
保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。	保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第２２条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第２４条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第２４条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 2 号
提 出 課	人事課

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、引用する条項を整備するもの

2 改正内容

- (1) 非常勤職員に対する部分休業の承認に関する規定について、法の引用条項を改める。（第 2 3 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 職員の育児休業等に関する条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（部分休業の承認） 第 2 3 条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第 6 7 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条の 2 第 2 0 項</u> _____の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第 2 3 条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第 6 7 条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 3 号
提 出 課	人事課

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

国の方針に沿って、仕事と生活の両立支援を拡充するため、育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を見直すなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、「3歳に満たない子」のある職員から、「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員に拡大する。（第8条関係）
- (2) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する規定を整備する。（第18条の2、第18条の3関係）
- (3) この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条 略 2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条 略 2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達

改 正 案	改 正 前
するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、<u>並びに第２項</u> ____及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「第１５条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 ５ 略 （介護休暇） 第１５条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第１８条の２第１項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２及び３ 略	するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、<u>第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、</u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「第１５条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 ５ 略 （介護休暇） 第１５条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２及び３ 略

改 正 案	改 正 前
<u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第１８条の２ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>２ 任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u>（追加） <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第１８条の３ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（１） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（２） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（３） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> （追加）	

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 5 号
提 出 課	議会事務局

歳出科目（P122～P123）	1 款 1 項 1 目	議会費
-----------------	-------------	-----

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
議員活動費	315,270	317,020	△1,750

主 な 財 源		主 な 経 費	
諸収入	1,267	報酬	171,166
一般財源	314,003	旅費	9,834
		職員手当等	59,053
		負担金補助及び交付金	
		共済費	45,867
			20,498

議員活動を円滑に進め、議会の活性化及び地方分権の推進を図る。

○議会本会議、各委員会等の開催 3,519

【目的】

市政の意思決定機関である市議会の本会議及び常任委員会、特別委員会等を開催する。

【実施内容】

- ・定例会等会議出席費用弁償（2,831）

開催日数〔支給実績〕の推移

（括弧内は委員会設置数）

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （見込み）
本 会 議	30	29	27
常 任 委 員 会	（4） 49	（4） 32	（4） 28
特 別 委 員 会	（3） 11	（3） 5	（4） 6
広報広聴委員会	8	8	6
議会運営委員会	11	14	8

※本会議の開催日に開催した他の会議等は重複して費用弁償を支給しないため、開催日数としては計上しない。

- ・市議会議長会ほか会議等出席費用弁償（688）

○行政視察等の実施 25,365

【目的】

行政視察の旅費や政務活動費を支出し、議員の調査研究その他の活動に資する。

【実施内容】

- ・議員視察旅費（6,315）

決算額の推移

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （見込み）
常任・特別委員会 議会運営委員会	1,757	4,341	3,977

・議会政務活動費補助金（19,050）

決算額の推移

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （見込み）
議 員	12,216	12,543	13,493
会 派	3,019	4,017	4,144
合 計	15,235	16,560	17,637

○放送設備保守点検委託料 1,190

【目的】

議場及び委員会室放送設備の定期的な保守点検を行い、長期間の安定的な運用を図る。

【実施内容】

定例会前に議場は年 2 回、委員会室は年 1 回の保守点検を実施する。

○デジタル技術を活用した政策議論の深化と事務の効率化 4,652

【目的】

- ・行政情報を始めとする各種情報をクラウドに配置し、タブレット端末で必要な時にいつでも閲覧できるようにすることで、政策議論の深化を図り、市の意思決定機能を果たすとともに、グループウェアを活用することにより、日程・連絡確認の迅速化、議会内コミュニケーションの活性化を図る。
- ・ソフトウェアを活用した政務活動費の収支報告により、作成作業の効率化、早期公表を図り、使途の透明性と市民への説明責任を果たす。

【実施内容】

- ・本会議、委員会、各種報告会等の資料の共有及び会議の運営で利活用するとともに、議員相互、議会事務局との連絡、日程共有等に活用する。
- ・政務活動費収支報告を電子化し、年間を通して報告を受け付け、公表準備を順次進める。
※端末は、広範な議員活動に使用することから、通信費（定額）は議員負担とし、その負担割合を、議会政務活動費補助金 1/2、議員個人負担 1/2 としている。
- ・タブレット端末関連経費の内訳

項 目		金 額	財源内訳
タブレット端末借上料（35 台）		1,664	通信費議員負担金 1,267
ソフトウェア使用料	文書共有・会議運営アプリ	1,584	
	グループウェア	305	
	政務活動費管理アプリ	1,099	一般財源 3,385
合 計		4,652	

提出課	秘書課
-----	-----

歳出科目（P 124～P 125）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
秘書費	8,068	9,369	△1,301

主な財源		主な経費	
一般財源	8,068	旅費 1,953	役務費 459
		交際費 2,118	負担金補助及び交付金
		需用費 1,191	1,941

【目的】

市長等の職務の円滑な遂行を図る。

【実施内容】

- ・普通旅費 1,953

<推移>

年度	区分	特別職	部長等	計
令和4年度	件数	78	72	150
	金額	1,207	452	1,659
令和5年度	件数	90	72	162
	金額	1,408	476	1,884
令和6年度 (1月末現在)	件数	69	68	137
	金額	1,163	381	1,544

- ・市長交際費 2,118

<推移>

年度	区分	会費	香典・生花	賛助金	激励金	土産品	計
令和4年度	件数	119	18	3	0	4	144
	金額	694	160	30	0	42	926
令和5年度	件数	234	17	3	1	4	259
	金額	1,440	125	30	10	33	1,638
令和6年度 (1月末現在)	件数	189	14	3	1	10	217
	金額	1,156	105	30	10	73	1,374

- ・食糧費（需用費） 110

（内訳）来賓等との懇談会 100、来客用お茶代 10

提出課	総務課
-----	-----

歳出科目（P124～P125）	2款1項1目	一般管理費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
情報公開等関係費	363	393	△30

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	66	報酬	314
一般財源	297	費用弁償	9
		負担金補助及び交付金	40

【目的】

市民の知る権利を保障する情報公開制度や会議公開制度の運用を通じて、市民との情報の共有化を進めるとともに、個人情報の適正な管理を行うことにより、市政運営に対する信頼を確保する。

また、不服申立て制度の適正な運用により、市民の権利利益の救済手続を確保する。

【実施内容】

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要に応じて情報公開・個人情報保護制度等審議会を開催する。
- ・職員を対象にした情報公開制度、会議公開制度及び個人情報の取扱いに関する研修を実施する。
- ・市民からの不服申立てを審査する行政不服審査会を必要に応じて開催する。

提出課	人事課
-----	-----

歳出科目（P 126～P 127）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
人事・給与管理費	281,338	303,912	△22,574

主な財源		主な経費	
諸収入	1,624	報酬	64,453
一般財源	279,714	給料	58,693
		職員手当等	75,499
		共済費	37,398
		使用料及び賃借料	19,496
		繰出金	16,565

正規職員の休業等の際に業務の補助を行う会計年度任用職員の任用、職員の人事記録の一括管理及び給与等の支給に係るシステムの運用、職員採用試験など、人事管理事務全般を適正に執行するとともに、業務の効率化を推進する。

○休業代替等職員費 238,444

【目的】

正規職員の休業時や突発的な業務による繁忙期等に、業務を行う会計年度任用職員を任用することにより、事務事業の適正な執行体制を確保する。

【実施内容】

会計年度任用職員の任用

- ・正規職員の休業時等対応 264 か月分、繁忙期対応 105 か月分、人事課所属 84 か月分等の報酬、給料、手当、共済費及び費用弁償を計上
- ・57 人分の退職手当を計上

○職員採用試験費 4,993

【目的】

安定的かつ持続的な行政サービスの提供に必要な職員（職種・人数）を計画的に任用するため、採用試験を実施する。

【実施内容】

（職員採用試験の拡充）

- [充]・年間を通じて受験機会を増やすため、現行の 6 月に加え、4 月、9 月、11 月の年間 4 回、採用試験を行う「通年採用」の実施
- [充]・S P I（総合適性検査）による採用試験を、これまでの技術職員に加え、一般行政職においても、4 月、9 月、11 月に実施
- [充]・即戦力となる人材の確保に向け、公務員経験者枠及び市職員経験者枠を創設
 - ・4 月及び 6 月の採用試験において、東京会場を設置

(市の魅力発信)

[新]・インターネット広告を利用した採用試験の周知

[充]・職員採用サイトを通じて市職員として働く魅力や仕事のやりがいを発信

・職員採用説明会の実施及び合同企業説明会への参加

・受験者数の増加を図るための学校訪問の実施

(その他の取組)

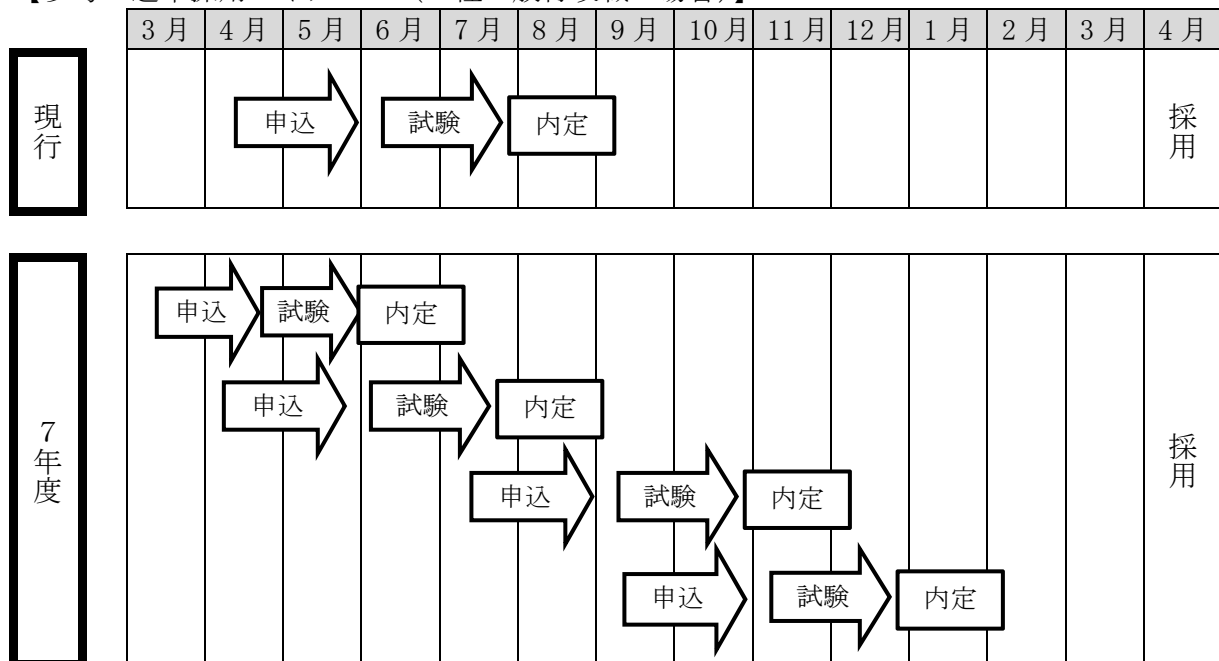
[充]・速やかな欠員補充により安定的な行政サービスの提供と職員の負担軽減を図るため、必要に応じて内定者の前倒し採用（10月1日付等）を実施

・一般行政職におけるグループディスカッション試験の実施

・受験者の利便性向上及び職員採用業務の効率化に資するため、受験申込手続等を電子化する職員採用管理システムの活用

・障害のある人の採用枠の設定による法定雇用障害者数の充足

【参考：通年採用のイメージ（Ⅰ種一般行政職の場合）】



○その他の経費 37,901

[新]・年末調整システム及び日々雇用職員の勤怠管理システムの導入

4,922

・人事給与システム及び庶務管理システムの運用支援・保守管理

13,125

・特別職報酬等審議会の開催

55

・児童手当等に要する繰出金

16,565

・公務災害補償等認定委員会の開催、割愛職員の宿舍借上げほか

3,234

歳出科目（P126～P127）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
-----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
職員福利厚生費	27,358	28,385	△1,027

主な財源		主な経費	
諸収入	6,852	報酬	805
一般財源	20,506	旅費	110
		需用費	3,155
		役務費	74
		委託料	23,055
		負担金補助及び交付金	130

【目的】

職員の健康管理・安全衛生管理に必要な措置を講ずることにより、職員が健康で職務に従事できる状態を維持する。

【実施内容】

- (1) 健康診断等の実施及び健康診断結果に基づく指導 21,164

区 分	受診見込み数	予算額
一般健康診断	2,898 人	13,728
定期健康診断	1,600 人	13,728
人間ドック健診	1,298 人	—
特定業務従事者健診及び特殊健康診断等	延べ 164 人	527
感染症検査及び予防接種	延べ 109 人	339
各種がん検診	延べ 1,834 人	6,570

※人間ドック健診は、新潟県市町村職員共済組合の助成金及び一部自己負担により実施するため、市費負担なし

- (2) ストレスチェックの実施 952

職員自身のストレスへの気付き、対処の支援及び職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、定期健康診断の対象職員にストレスチェックを実施する。

- (3) メンタルヘルスやがん予防などの健康セミナーの開催 285

区 分	対象職員	主な内容
健康セミナー	34 歳の定期健診受診者	健康の維持向上のための健診結果の見方及び活用方法
がん予防セミナー	希望制	がん検診の受診に向けた動機付け
メンタルヘルスセミナー	課長級	メンタルヘルス不調の防止における管理職の心構えと役割、ハラスメントの予防と対応
	副課長級	メンタルヘルスの基礎知識や対応方法等の習得、ハラスメントの予防と対応
	採用 4～5 年目職員	メンタルヘルス対策におけるセルフケアの知識や方法
	新規採用	市職員として仕事をする上での心と体の健康維持、ハラスメントの基礎知識

区 分	対象職員	主な内容
メンタルタフネス 研修	新規採用	自身のストレスの現状を知り、対処するための方法

(4) 労働安全衛生に関する事業 1,803

区 分	主な内容	予算額
産業医による面談 指導等	産業医（2人）による健康診断後のフォローや病気休職者の対応、長時間労働に係る職員面談、ストレスチェックによる高ストレス判定の職員に対する面接指導等を実施	1,538
安全衛生委員会	公務災害の発生状況や病気休暇・病気休職、長時間労働の状況等を共有し、改善策などを毎月協議	29
職場環境巡視	公務災害を防止するため、産業医や外部の安全管理士による職場巡視を行い、危険箇所等の点検、改善に向けた助言・指導等を実施	41
安全衛生推進者等の選任	職場の安全衛生水準の向上を図るため、労働安全衛生法に基づき、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任	195

(5) 職員に対する被服貸与 3,154

被服の必要性や損耗度を確認し、防災服、作業服等の貸与を行う。

提 出 課	行政イノベーション課
-------	------------

歳出科目（P126～P127）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
-----------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
事務管理事業	51	49	2

主 な 財 源		主 な 経 費	
一般財源	51	需用費	11
		負担金補助及び交付金	40

【目的】

第7次総合計画に掲げた当市の将来都市像である「暮らしやすく、希望あふれるまち上越」の着実な実現と、基礎的な行政サービスの確実な提供に向け、良質な行政サービスを提供するための市政運営の基盤の強化を図る。

【実施内容】

第7次行政改革推進計画の「人づくり」「組織づくり」「健全財政の維持」の3つの基本方針に基づく77の取組を引き続き推進する。

- ・業務執行方法の改善や市民サービスの向上に向け、各課等における日常的な検証と改善を図る取組を進める。
- ・デジタル技術の活用や業務プロセスの見直しによる業務執行方法の効率化を進める。

提出課	総務課
-----	-----

歳出科目（P 126～P 129）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
庁用事務費等関係費	84,083	88,721	△4,638

主 　　な 　　財 　　源				主 　　な 　　経 　　費			
国庫支出金	2	市債	3,000	報酬	9,964	委託料	15,526
財産収入	34	一般財源	80,336	需用費	22,351	使用料及び賃借料	22,469
諸収入	711			役務費	3,504	備品購入費	3,501

○木田庁舎及び各区総合事務所で使用する事務用経費 22,059

【目的】

木田庁舎及び各区総合事務所の事務用経費を一括管理し、経費の削減と業務の効率化を図る。

【実施内容】

庁内事務用品の管理のほか、庶務全般の業務などを行う。

- ・報酬等 会計年度任用職員 6 人（木田庁舎及び浦川原区、柿崎区、大潟区、頸城区、板倉区総合事務所）
- ・印刷製本費 市名入り封筒、賞状等

○庁用自動車の運行管理に係る経費 62,024

【目的】

全庁的に使用するマイクロバスなどの庁用自動車や庁用備品の効率的な運用を図る。

【実施内容】

庁用自動車の維持管理・更新とマイクロバスの運行管理などを行う。

- ・車両維持管理台数（年度当初） 普通車 94 台（うち電気自動車 3 台）、マイクロバス 5 台
- ・燃料使用量 ガソリン 39,600 L（85 台分）、軽油 18,527 L（11 台分）
- ・庁用自動車運転業務委託 マイクロバス 3 台 3,595 時間
- ・自動車借上げ 普通車 36 台（うち 8 台更新）、マイクロバス 2 台
- ・庁用自動車更新 軽乗用車（電気自動車）1 台

歳出科目（P130～P131）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
-----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公文書等保存活用事業	12,824	14,184	△1,360

主 な 財 源		主 な 経 費			
諸収入	11	報酬	5,527	需用費	2,025
一般財源	12,813	職員手当等	1,604	委託料	1,530
		共済費	1,303	使用料及び賃借料	458

【目的】

公文書等の適切な管理及び利用促進を図り、市民共有の記録遺産として次世代に確実に伝えていくことにより、行政の適正かつ効率的な運営を図るとともに、現在及び将来の市民に市政を説明する責務を果たすようにする。

【実施内容】

- ・歴史公文書の件名入力 … 約 2 万件（令和 7 年度末累計 約 51 万件）
- ・古文書資料目録の市ホームページ上での公開
… 約 4 千件（令和 7 年度末累計 約 7 万 2 千件）
- ・写真フィルムのデジタルデータ化
… 約 4 万コマ／全 33 万コマ（10 年計画の 5 年目、令和 7 年度末累計 約 21 万コマ）
- ・市民等からのレファレンスや資料利用申請への対応、各課等への文書の貸出し
- ・統一的な公文書管理ルール of 職員への周知 … 年 2 回の研修会、日々の業務への支援
- ・文書管理システムの運用に対応した、公文書の整理・保存の推進
- ・市民ボランティアによる古文書の整理活動 … 清里区、浦川原区で月 6 回実施
- ・職員の講師派遣 … 市民主催の「古文書講座」、上越の歴史に関する講演会等
- ・小猿屋書庫（旧小猿屋小学校）に竹直書庫の資料等を集約する。

歳出科目（P130～P131）	2 款 1 項 1 目	一般管理費
-----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越市合併 20 周年事業費	4,530	1,733	2,797

主な財源		主な経費	
一般財源	4,530	需用費	54
		役務費	1,227
		委託料	3,244
		使用料及び賃借料	5

【目的】

市民等とともに、合併から 20 年の節目を祝い、これまでの 20 年の歩みを振り返り、市民が夢や希望を持ち、未来に向けてさらに歩みを進め、このまちを次の世代へつなぐ契機とする。

【実施内容】

○記念式典の開催 3,323

開催日 令和 7 年 5 月 17 日（土）

会場 市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ

来場者 来賓（国会議員、県議会議員、市議会議員、姉妹都市等の長など）、一般参加者など 600 人程度

内容 (1)オープニング

（高田高等学校合唱部による上越市民の歌「このふるさとを」の合唱）

(2)市長・議長挨拶、来賓紹介

(3)記念イベント

①映像上映

上越市にゆかりのある著名な方からのメッセージと 20 年の歩み

②若者トーク

若者による地域の魅力や上越の未来の語り合い

③記念パフォーマンス

上越高等学校ダンス部によるダンス披露

越後上越上杉おもてなし武将隊による演武披露など

○その他の記念事業（令和 6 年度からの継続事業を含む。） 1,207

- ・合併 20 年間の歩みや上越市にゆかりのある著名な方からのメッセージの映像などの動画配信

- ・「合併 20 年間の年表・写真パネル」の展示（令和 7 年 1 月 6 日～）

※市役所第一庁舎 1 階市民ホールにおける展示のほか、各区総合事務所における巡回展示（巡回展示については、各区ともおおむね 1 か月程度の展示期間を予定）

- ・市役所や各区総合事務所のほか、公共施設などへの「のぼり旗」の設置（令和 7 年 1 月 6 日～）

- ・地元紙への広告掲載

歳出科目（P130～P131）	2 款 1 項 2 目	文書費
-----------------	-------------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
文書法務費	112,377	119,170	△6,793

主な財源		主な経費	
国庫支出金	27	報酬	6,359
諸収入	120	給料	2,229
一般財源	112,230	需用費	27,672
		役務費	17,342
		委託料	4,143
		使用料及び賃借料	50,724

○文書管理業務 5,192

【目的】

市民の共有財産である公文書の適正な管理、利用及び保存を行う。

【実施内容】

- ・公文書の適正な管理、利用及び保存を行う。
- ・職員を対象とした適正な文書管理のための研修を実施する。
- ・公文書のライフサイクルを電子的に一元管理する文書管理システムを運用する。

○法務関係業務 5,268

【目的】

事業担当課と共に、分かりやすく誤りのない例規を整備することにより、市の事業及び施策を広く市民へ周知し、普及する。

【実施内容】

- ・例規集の登載内容の更新を年4回行う。
- ・事務事業の執行に係る困難な法的課題について、顧問弁護士に相談し適切に対応する。

○文書事務用経費 101,917

【目的】

木田庁舎及び各区総合事務所で使用する事務用紙や郵便、複写機の借上げなどを一括管理することで経費の節減を図りながら、市の事務事業の円滑な執行を支える。

【実施内容】

- ・事務用紙を一括購入することにより、購入単価を軽減する。
- ・郵便物をまとめて発送することにより、郵便料の割引制度の適用を受ける。
- ・簡易な印刷物を庁内で印刷することにより、印刷経費を削減する。
- ・各庁舎の複写機の配置及び使用を一括管理することにより、借上料等を削減する。

[新] 郵便物の重量の計測、通数の集計等を自動化する郵便料金計器を導入し、事務の効率化と正確かつ迅速な文書発送業務を実施する。

提 出 課	広報対話課
-------	-------

歳出科目（P130～P133）	2 款 1 項 3 目	広報広聴費
-----------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
広報事業	54,743	54,387	356

主 な 財 源		主 な 経 費	
諸収入	3,639	報酬	3,644
一般財源	51,104	職員手当等	1,071
		共済費	863
		需用費	1,062
		委託料	43,863
		使用料及び賃借料	3,967

【目的】

広報紙やホームページ、SNS、コミュニティFM放送など、各種広報媒体の特長をいかりながら、市政情報を的確に分かりやすく市民へ発信し、市政に対する市民の理解を深める。

【実施内容】

- (1) 「広報上越」の発行及び市公式SNSアカウントの運用 44,886
 - ・市の施策を始め、各種お知らせ、催しなどの行政情報や市民活動などの情報を分かりやすく掲載した広報紙を発行し、市内の全世帯に配布する（年12回発行、A4判、発行部数76,600部、カラー刷り）。
 - ・市公式SNSアカウント（LINE、X（旧Twitter））を通じ、即時的かつプッシュ式で市政情報を発信する。
- (2) 市ホームページの管理・運用 6,422
 - ・市政の最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるよう、ウェブアクセシビリティの確保やシステムの保守管理を行うなど、市ホームページを適切に運用する。
 - ・情報量に優れるホームページと、速達性・拡散性に優れるSNSを組み合わせ、適時適切な情報発信に取り組む。
- (3) コミュニティFM放送の活用 2,816
 - ・コミュニティFM放送を活用し、行政情報を発信する。
 - ・FMじょうえつの行政情報番組「広報Jステーション」の放送
放 送 日：月曜日～金曜日
放送時間：午後5時～（10分間）
- (4) 市勢要覧の増刷 619
 - ・市勢要覧を2,000部増刷し、当市を紹介する「名刺」として活用する。
 - ・市の各種統計情報等を掲載した資料編を更新する。

歳出科目（P132～P133）	2 款 1 項 3 目	広報広聴費
-----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民対話事業	3,106	2,753	353

主な財源		主な経費	
一般財源 3,106		報酬 1,989	旅費 48
		職員手当等 585	需用費 14
		共済費 470	

【目的】

広く市民の声を聴く機会を設け、市民参加によるまちづくりを推進する。

【7 年度目標】

市民と市長との対話集会の開催や市民の声を聴くポストの設置などにより、市民のニーズを把握し、市民の意見等を市政運営につなげる。

【実施内容】

(1) 市民と市長との対話集会の開催

集会形式で意見交換を行う「対話集会」を開催し、地域の課題等を把握し市政運営につなげる。

(2) 市民の声を聴くポストの設置

市民が市政に対する意見や提案等を手軽に行えるよう、引き続き市役所木田庁舎や各区総合事務所など 22 か所の公共施設に「市民の声を聴くポスト」を設置するほか、電子メールや電話・ファックスなどにより、広く市民の声を受け付ける。

(3) パブリックコメントの実施

上越市パブリックコメント条例に基づき、パブリックコメントの適正な運用管理を行うとともに、広報上越や市ホームページ、SNS で制度や意見募集の周知を図り、意見提出につながるよう努める。

提出課	総務課
-----	-----

歳出科目（P132～P133）	2款1項3目	広報広聴費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民相談センター運営費	3,835	3,991	△156

主な財源		主な経費	
一般財源	3,835	報酬	1,805
		職員手当等	523
		共済費	418
		旅費	62
		需用費	15
		委託料	1,012

【目的】

市民からの相談、苦情、要望等に適切に対応し、市民生活の安定及び向上を図る。

【実施内容】

<相談対応>

区分	開設日・時間	実施予定回数	対応者
一般相談	・毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	241回	市民相談員
弁護士相談	・第1週～第4週の金曜日 (30分/回×4コマ) 午後1時30分～3時30分	46回	弁護士
司法書士相談	・毎週火曜日(40分/回×3コマ) 午後1時30分～3時30分	49回	司法書士

※ 司法書士相談は、新潟県司法書士会上越支部の社会貢献事業として実施

※ 開設日はいずれも祝日、年末年始を除く。

<相談件数>

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度 (令和7年1月末現在)	
	実施回数	件数	実施回数	件数	実施回数	件数
一般相談	241回	893件	243回	1,002件	204回	800件
弁護士相談	47回	156件	44回	159件	38回	136件
司法書士相談	38回	75件	51回	98件	40回	97件
計		1,124件		1,259件		1,033件

提 出 課	人事課
-------	-----

歳出科目（P140～P141）	2 款 1 項 9 目	恩給及び退職年金費
-----------------	-------------	-----------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
恩給及び退職年金費	1,164	1,133	31

主 な 財 源		主 な 経 費	
一般財源	1,164	恩給及び退職年金	1,164

【目的】

昭和37年11月30日以前に退職した旧高田市職員及びその遺族の生活の維持を図るため、退隠料等に関する条例に基づき、退隠料を支給する。

【実施内容】

・年2回（4月、10月）支給

区 分	受給者数	予算額
退 隠 料	1 人	1,164

提出課	市民課
-----	-----

歳出科目（P142～P143）	2款1項11目	レインボーセンター費
-----------------	---------	------------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
レインボーセンター管理運営費	22,803	24,056	△1,253

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,858	需用費	4,079
財産収入	12	役務費	200
諸収入	144	委託料	17,345
一般財源	19,789	使用料及び賃借料	1,179

【目的】

直江津地区の多目的集会施設として、市民が安全・安心に利用できる交流・活動の場を提供する。

【実施内容】

- ・施設の維持管理を適正に行い、安全で使いやすい施設を提供する。

<施設の概要>

所在地	中央一丁目16番1号		
設置・構造	平成2年度 鉄筋コンクリート造 4階建		
延床面積	1,931.52㎡（敷地面積2,016.50㎡）		
施設内容	1階 北出張所 多目的ホール（130人） 第1会議室（12人） ロビー （市民の作品展示コーナー）	2階 北部まちづくりセンター 和室（3室）（各20人） 茶室（15人） 第2会議室（20人） 談話室	
	3階 第3会議室（30人） 調理実習室（25人） ボランティアホール	4階 機械室	
	併設駐車場 31台		
利用時間	午前8時30分～午後10時		
休館日	第4木曜日（休日に当たるときはその翌日）、12月29日～1月3日		

<施設利用状況>

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （令和7年1月末現在）	令和7年度 見込み
利用人数（人）	16,058	19,183	16,981	21,000
利用件数（件）	2,297	2,387	1,956	2,400
使用料収入	2,991	2,863	2,021	2,858

提出課	人事課
-----	-----

歳出科目（P 142～P 143）	2 款 1 項 13 目	職員研修費
-------------------	--------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
職員研修費	21,269	27,386	△6,117

主な財源		主な経費	
諸収入	1,659	報償費	526
一般財源	19,610	旅費	4,435
		委託料	4,900
		使用料及び賃借料	6,749
		負担金補助及び交付金	3,956

【目的】

良質な行政サービスの提供に向けて、やる気と意欲をもって仕事を行う職員の育成と、職員の資質や能力の向上を図る。

【7 年度目標】

- ・基礎・階層別研修は、各職位で必要となる資質・能力の向上や早期定着、研修効果を高めるフォローアップを行うなど、職務遂行上必要な能力の維持・向上を図る。
- ・専門研修や選択式研修、資格取得支援により、専門性の高い知識・技能の習得や職員自らのキャリアデザインに応じた能力向上を図るとともに、先進地視察研修により、現場からの発想による企画力・実行力の向上を図る。
- ・長期派遣研修は、省庁等への派遣により、専門性の高い知識・技能の習得を図るとともに、人的ネットワークの構築を進める。
- ・自己啓発研修は、職員が自発的に学習、研修活動等を行い、自己研さんに励むことのできる環境を整える。

【実施内容】

(1) 基礎・階層別研修（係長級以上） 2,911

対象職員	区分	主な内容	人数
部長級	部長級研修	社会情勢を踏まえた政策動向	25
課長級	管理職研修	部下職員の成長を促す指導方法、勤務環境の整備	125
	課長級研修（昇任時）	課長級職員に求められるマネジメントスキル、ラインケア、ハラスメント防止	25
	組織のタイムマネジメント研修	タイムマネジメントスキル（業務改善、業務の進捗管理）	45
	人事評価制度評価者研修（目標設定・評価）	適切な目標設定及び公平・公正な評価に係るスキル	25
	交通安全研修	管理監督者としての役割、交通安全のルールやマナーの再確認	120

対象職員	区 分	主な内容	人数
副課長級	副課長級研修(昇任時)	副課長級職員に求められるマネジメントスキル、コミュニケーションスキル、ハラスメント防止	40
	状況対応研修	目標達成に向けた意思決定のプロセス	80
	危機管理能力向上研修	事件・事故発生時の役割や初動対応	100
	副課長級研修（コンプライアンス）	責務と役割、コンプライアンス	40
係長級	係長級研修（昇任時）	係長級職員に求められるマネジメントスキル、ヒューマンスキル、ハラスメント防止	40
	係長級研修（管理能力育成）	リーダーシップ、組織及び人のマネジメントスキル、問題解決	40
	組織のタイムマネジメント研修	タイムマネジメントスキル（業務改善、業務の進捗管理）	40
	文書法務研修	公文書管理（現用文書の管理と利用、文書の作成・取扱い等）、情報公開制度等	40
	メンタルヘルス研修	部下職員及び自らのメンタルヘルスに適切な対応をとるための基礎知識	40
窓口業務等対応	クレーム対応研修	クレームに対応するスキルと考え方	160

(2) 基礎・階層別研修（主任級以下） 5,488

対象職員	区 分	主な内容	人数
主任級	主任研修	主任級職員に求められる役割、問題解決、ハラスメント防止、ワークライフバランス	50
	業務改善・D X 推進研修	業務改善の考え方や手法、業務プロセスの根本的な見直し	100
主任級以下	一般職員研修第1部	政策形成基礎、情報公開・個人情報保護制度	50
	一般職員研修第2部	交渉力・折衝力、行政課題と自治体職員に必要な知識・視野	50
	歴史文化研修	上越の成り立ち、上杉謙信公と春日山城、高田・直江津の歴史概説、現地研修	180
	能力開発研修	政策形成能力向上研修(40人)、ファシリテーション研修(80人)、リーダーシップ研修(40人)、キャリアデザイン研修(40人)、メンター養成研修(70人)	270
採用3年目	採用3年目職員研修	公務員倫理、ユニバーサルデザイン、読み手に伝わる資料作成の方法	50

対象職員	区 分	主な内容	人数
採用 2 年目	採用 2 年目職員研修	中山間地域の現状等、現地視察、仕事の仕方	49
新規採用	採用時研修	公務員としての基礎的知識、サービス向上研修	64
	採用 1 か月研修	業務遂行に必要な基礎知識、市の施策、健康管理、ハラスメント防止、歴史文化研修	
	O J T	育成指導担当職員による O J T	
	フォローアップ研修 (入庁 6 か月後に実施)	公務員としての自覚の再認識、健康管理	

(3) 専門研修 3,421

区 分	主な内容	人数
専門研修	税務事務基礎研修(4 人)、徴収事務基礎研修(1 人)、財務事務基礎研修(1 人)、契約事務基礎研修(2 人)、給与事務基礎研修(2 人)、地方公会計事務基礎研修(1 人)、業務改善研修(1 人)、法制執務研修(1 人)、ブロック別徴収事務研修(1 人)、ハラスメント相談対応研修(2 人)、土木技術系研修(18 人)、市町村アカデミー研修(8 人)、国際文化研修所研修(6 人)	48
先進地 視察研修	行政課題の解決に向けた施策・事業の企画立案にいかすため、先進事例を現場で見聞きする機会を確保	20
選択式研修	職員自らのキャリアデザインに応じて受講する行政実務等の e ラーニングによる研修	—
資格取得支援	業務遂行上有用な資格取得を支援	—

(4) 長期派遣研修 9,370

区 分	派遣先	人数
省庁(割愛)	総務省(1 人)、国土交通省(都市局、水管理・国土保全局、北陸地方整備局 各 1 人)	14
新潟県	知事政策局(1 人)、東京事務所(1 人)、土木部(1 人)、地方税徴収機構(1 人)、警察本部(1 人)、後期高齢者医療広域連合(2 人)	
その他	株式会社 電通(自治体職員等の年間研修生受入制度)(1 人)、自治大学校(2 人)	

(5) 自己啓発研修 79

区 分	主な内容
グループ 研修支援	自発的に学習、研修活動等を行い、自己研さんに励む職員グループの支援
参考図書配置	職員図書室への研修用参考図書の配置

提 出 課	行政イノベーション課
-------	------------

歳出科目（P144～P145）	2 款 1 項 17 目	情報政策費
-----------------	--------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
情報システム事業	1,482,052	1,321,323	160,729

主 な 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	5,640	需用費	9,912
諸収入	370,488	役務費	44,598
一般財源	1,105,924	委託料	473,955
		使用料及び賃借料	933,676
		負担金補助及び交付金	17,083

【目的】

上越市 I C T による情報化推進基本方針に基づき、市民サービスの向上と持続可能な自治体の構築に向け、行政内部と市民・産業分野における I C T を積極的に利用した各種取組を推進するとともに、行政運営に必要なシステムやネットワークの安定稼働と最適化を図る。

【実施内容】

(1) 基幹系業務システムの統一・標準化 383,904

基幹系の 20 業務に係るシステムの統一・標準化のうち、戸籍、戸籍の附票、国保及び健康管理の 4 業務を令和 7 年度末に移行する。また、住民記録、税務など 16 業務について、令和 9 年度内の移行を目指してデータの整合性確認等の事前準備を進める。

- ・戸籍、戸籍の附票、国保及び健康管理の 4 業務のシステム移行に係る委託料
- ・住民記録、税務など 16 業務のデータ整合性確認等の事前準備に係る委託料
- ・ガバメントクラウド使用料

(2) オフィスソフト等の更新 170,313

文書作成、表計算等のオフィスソフトや庁内掲示、スケジュール等を管理するグループウェア等を更新する。

- ・Microsoft365 関連ライセンス使用料
- ・Microsoft365 導入支援等に係る委託料

(3) 職員用端末の O S 更新及びリモートアクセス環境の整備等 331,375

セキュリティ水準の確保に向けた全端末の O S 更新を行うほか、内部事務の効率化や業務の継続体制の強化に向け、庁外から業務システム等を利用できる環境（リモートアクセス基盤機器・モバイルノート型端末（365 台）等）を整備する。

- ・Windows11 対応に係る委託料
- ・情報系仮想デスクトップサービス使用料

(4) その他 596,460

各種情報システム等の維持管理、機器・プリンタその他 O A 機器等の管理等のほか、機器操作・運用支援、機器保守点検、情報セキュリティ対策等を実施する。

- ・電子計算機借上料（汎用オンライン申請システム、文章生成 A I ツール等を含む各種システム等）
- ・システム運用管理業務委託料 ほか

歳出科目（P144～P145）	2 款 1 項 17 目	情報政策費
-----------------	--------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域情報化推進事業	3,414	3,738	△ 324

主な財源		主な経費	
財産収入	2,171	旅費	18
諸収入	1,205	需用費	1,206
一般財源	38	役務費	1
		委託料	372
		使用料及び賃借料	1,817

【目的】

市内における情報格差の改善のため、地域情報通信基盤の安定的な運営を図る。

【実施内容】

- ・大島区において、地域情報通信基盤を貸し付け、各種サービスを提供する。

＜サービス提供者＞

テレビの再送信サービス…大島区テレビ共同受信組合

ブロードバンドサービス…東日本電信電話株式会社新潟支店

- ・光ファイバー施設移架改修（共架電柱の移転工事が発生した場合に実施）

提 出 課	秘書課
-------	-----

歳出科目（P144～P145）	2 款 1 項 18 目	表彰費
-----------------	--------------	-----

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
表彰費	1,696	1,828	△132

主 な 財 源		主 な 経 費	
一般財源 1,696		報酬 50	需用費 561
		報償費 865	役務費 55
		旅費 4	使用料及び賃借料 161

【目的】

市政の進展、産業の振興、文化の向上、市民の福祉の増進等に尽くし、その功績が著しい方や市民の模範となるべき優れた行いをされた方を表彰することで、様々な分野での市民の活躍を促し、当市の発展につなげる。

【7 年度目標】

団体の長、町内会長や市民等から表彰候補者を募り、表彰審査会に諮問し、被表彰者の栄誉をたたえ表彰式を行う。

【実施内容】

・表彰審査会の開催

委 員 8 人

開催日 第 1 回 8 月上旬（予定）

第 2 回 8 月下旬（予定）

・表彰式の開催

開催日 10 月上旬（予定）

会 場 市内ホテル等

内 容 表彰式、記念写真撮影

＜参考＞直近 3 か年の表彰実績

（単位：件）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
個 人	56	63	78
団 体	4	6	10
計	60	69	88

提出課	市民課
-----	-----

歳出科目（P150～P151）	2款1項24目	雁木通りプラザ費
-----------------	---------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
雁木通りプラザ管理運営費	31,644	33,220	△1,576

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	4,284	需用費	5,574
財産収入	45	役務費	346
諸収入	55	委託料	25,180
一般財源	27,260	使用料及び賃借料	541
		負担金補助及び交付金	3

【目的】

高田地区の多機能型拠点施設として、市民が安全・安心に利用できる交流・活動の場を提供する。

【実施内容】

- ・施設の維持管理を適正に行い、安全で使いやすい施設を提供する。

<施設の概要>

所 在 地	本町三丁目 2 番 26 号		
設置・構造	平成 11 年度 鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建		
延床面積	3,167.27 m ² (敷地面積 1,785.07 m ²)		
施設内容	1 階 南出張所、ロビー、公園	2 階 南部まちづくりセンター	
	3 階 ボランティアホール 南部まちづくりセンター会議室	4 階 市民サロン (市民の作品展示コーナー)	
	5 階 和室 (100 人)	6 階 多目的ホール (150 人)	
	地下 駐車場スペース 42 台	屋上 屋上庭園	
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時		
休 館 日	第 4 水曜日 (休日に当たるときはその翌日)、12 月 29 日～1 月 3 日		

<施設利用状況>

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (令和7年1月末現在)	令和7年度 見込み
利用人数（人）	34,823	35,245	28,911	34,500
利用件数（件）	1,218	1,168	1,204	1,400
使用料収入	1,416	1,339	959	1,374

<駐車場利用状況>

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (令和7年1月末現在)	令和7年度 見込み
利用台数（台）	67,565	64,634	51,828	64,000
使用料収入	2,891	2,903	2,542	2,910

提 出 課	総務課
-------	-----

歳出科目（P152～P153）	2 款 1 項 27 目	オンブズパーソン費
-----------------	--------------	-----------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
オンブズパーソン費	4,070	4,035	35

主 な 財 源		主 な 経 費	
一般財源 4,070		報酬 3,116	旅費 109
		職員手当等 457	需用費 1
		共済費 387	

【目的】

公正な立場で市政運営に対する苦情を適切かつ迅速に処理することにより、市民の権利・利益の擁護及び市政運営の是正・改善を図り、市政に対するより一層の信頼を確保する。

【7 年度目標】

苦情申立ての調査等の完了までに要する期間を 60 日以内とし、適切かつ迅速に行う。

【実施内容】

- ・令和 6 年度オンブズパーソン活動状況報告書を作成し、議会等へ配布するとともに市ホームページ等で公表するなど、オンブズパーソン制度について市民が理解を深め、的確かつ円滑に利用できるよう制度の周知を図る。
- ・苦情申立て等について、公正な立場で、適切かつ迅速な助言、調査を行うとともに、市民意見の的確な把握と市政への反映に努める。

＜苦情申立て、相談等の受付件数＞

	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度 (令和 7 年 1 月末現在)		
	申立て	苦情・相談等	発意	申立て	苦情・相談等	発意	申立て	苦情・相談等	発意
件 数	2	25	0	5	24	0	6	13	1

提出課	市民課
-----	-----

歳出科目（P 162～P 163）	2 款 3 項 1 目	戸籍住民基本台帳費
-------------------	-------------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
戸籍住民基本台帳費	300,792	204,530	96,262

主な財源		主な経費	
国庫支出金	156,851	諸収入	556
県支出金	263	一般財源	67,054
使用料及び手数料	76,068	報酬	96,468
		給料	40,608
		職員手当等	40,935
		共済費	31,400
		委託料	31,290
		使用料及び賃借料	23,567

○戸籍住民基本台帳事務費 170,783

【目的】

市民課、各区総合事務所及び南・北出張所において、戸籍、住民異動などの届出受付、旅券（パスポート）の申請・交付、各種証明書交付等の窓口サービスを的確かつ迅速に提供する。

【実施内容】

(1) 各種証明書の交付、届出の受理等

＜主な取扱見込件数＞

(単位：件)

戸籍 謄抄本等	住民票写し ・住所等証明	印鑑登録 ・証明書	戸籍届出	住民 異動届	旅券交付
76,300	83,500	46,700	27,800	18,100	2,600

(2) 窓口サービス向上に向けた取組

- ① 転入届、転出届の届出が集中する繁忙期の閉庁日に窓口を開設する。
- ② 市民課、南・北出張所の窓口開設時間を午後 6 時まで延長する（3 月～11 月）。
- ③ 電話予約により住民票の写し及び印鑑登録証明書の時間外交付を午後 10 時まで行う。
- ④ コンビニ交付サービス（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、所得課税証明書）を実施する（午前 6 時 30 分～午後 11 時）。
- ⑤ 市民課待合スペースに設置した多機能端末機を活用し、コンビニ交付の利用率向上と窓口混雑の緩和につなげる。

(3) 住民票の写し等の不正取得防止に向けた取組

- ① 証明書の申請受付及び各種届出時における本人確認を徹底する。
- ② 「事前登録型本人通知制度」について、窓口用封筒や各種証明書の台紙への制度案内の刷り込み、各種研修会等におけるチラシの配布、コミュニティ放送での広報などにより、制度の普及啓発を図る。

・令和 7 年 1 月末までの本人通知制度延べ登録者数：2,714 人

[新] (4) 戸籍及び住民票、戸籍の附票への氏名の振り仮名の記載

当市の戸籍に記録されている人に対し、戸籍等に記載される予定の振り仮名を通知する。通知された振り仮名に相違がある場合は、届出を受け、審査後に戸籍等に振り仮名を記載する。なお、令和8年5月25日までに届出がなかった場合は、通知した振り仮名を戸籍等に記載する。

<今後の予定>

- ・令和7年5月26日 改正戸籍法の施行
 - ・令和7年8月 記載される予定の振り仮名の通知
 - ・令和8年8月 戸籍及び住民票、戸籍の附票への振り仮名の記載完了
- (参考) 当市の戸籍に記録されている人数：208,962人（令和7年1月末現在）

○個人番号カード等事務費 130,009

【目的】

マイナンバーカードに係る事務処理を行うほか、申請をスムーズに行っていただくための手続支援を行う。

【実施内容】

(1) マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行等

<主な取扱見込件数>

(単位：件)

カード交付		電子証明書発行		券面の記載変更
新規	更新	新規	更新	
7,500	14,300	1,600	22,900	6,800

(2) マイナンバーカードの取得促進の取組

- ① 市民課、各区総合事務所及び南・北出張所における申請支援を実施する。
- ② 高齢者施設等への出張申請受付を実施する。
- ③ カード交付等を対象とした休日窓口を開設する（月2回、土曜日又は日曜日）とともに市民課窓口開設時間を延長する（週1回、午後5時15分～7時）。

<マイナンバーカードの交付率（令和7年1月末現在）>

当市 88.3% （申請率 98.0%）
 全国平均 85.5%
 県内平均 86.1%

歳出科目（P162～P163）	2款3項2目	住居表示整理費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住居表示整理費	979	1,132	△153

主な財源		主な経費	
一般財源	979	需用費	979

【目的】

「住居表示に関する法律」に基づき、建物が密集している市街地において、住所を分かりやすく表示するため、住所の表示方法を合理的なものにし、生活の利便性を高める。

【実施内容】

- ・街区表示板等の維持管理及び住居表示台帳の更新を適切に行うため、随時、現状を調査する。
- ・整備計画や破損状況等により街区表示板等を取り替えるとともに、現状に合わせて住居表示台帳を修正する。
- ・住居表示実施区域内の新築建物等について住居番号の符定を行い、住居番号表示板を交付する。

提 出 課	選挙管理委員会事務局
-------	------------

歳出科目（P 164～P 165）	2 款 4 項 2 目	選挙常時啓発費
-------------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
選挙常時啓発費	498	439	59

主 な 財 源		主 な 経 費	
一般財源	498	報償費 24	役務費 237
		旅費 2	
		需用費 235	

上越市明るい選挙推進協議会と連携した啓発活動を通じて、有権者の選挙に対する関心を高める。

【目的】

各種の啓発活動等を通じて普段から政治と選挙への関心を喚起し、選挙違反のないきれいな選挙の推進を図るとともに、投票率の向上を図る。

【7 年度目標】

- ・将来の有権者となる子どもたちの政治や選挙への関心を高め、投票することの大切さを伝えるため、選挙出前講座の実施学校数及び明るい選挙啓発ポスター・標語の応募作品数の増加を図る。
- ・県や教育機関とも連携しながら、高校生や若者を対象とした効果的な取組を引き続き検討・実施する。

【実施内容】

- ・小・中学校での選挙出前講座の実施
- ・高等学校の生徒会選挙などにおける選挙用品の貸出し
- ・各地域、市内大学・高等学校の学園祭などイベント会場での啓発の実施
- ・新有権者へのバースデーカードの送付
- ・明るい選挙啓発ポスター・標語の募集、入賞作品の巡回展の実施
- ・明るい選挙啓発ポスター作成の集いの開催
- ・県等の主催による研修会等への参加

歳出科目（P 164～P 165）	2 款 4 項 3 目	選挙執行費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
参議院議員通常選挙費	93,196	0	93,196

主な財源		主な経費	
県支出金	93,196	報酬	13,199
		職員手当等	18,048
		需用費	9,061
		役務費	9,051
		委託料	26,626
		備品購入費	5,742

【目的】

令和 7 年 7 月 28 日の任期満了に伴う参議院議員通常選挙を公正・的確に管理執行する。

【実施内容】

○選挙の適正な管理執行

- ・ 投開票事務に関する事務従事者への適切な指導及び管理・確認体制の整備
- ・ その他選挙事務全体を通じた適正な事務手続の徹底

○投票しやすい環境づくりの推進

- ・ BGMの活用
- ・ 職員及び投票立会人のノーネクタイ化
- ・ 親切的な対応の徹底

○高齢者等への配慮

- ・ 休憩用の椅子の配置
- ・ 記載面の低い記載台の配置
- ・ 受付へのコミュニケーションカード、投票支援カードの備付け

○期日前投票等の利用促進

- ・ 商業施設での期日前投票所の開設
- ・ 中山間地域等における日時限定の期日前投票所の開設
- ・ 他市町村滞在者の不在者投票におけるオンライン請求受付の実施

<参考：前回選挙の状況> ※選挙区選挙

選挙期日	令和 4 年 7 月 10 日
候補者数	4 人（改選数 1 人）
有権者数	158,377 人（男 77,285 人、女 81,092 人）
投票者数	88,367 人（男 44,159 人、女 44,208 人）
投票率	55.80%（男 57.14%、女 54.52%）
開票終了時刻	午後 11 時 25 分（所要時間：2 時間 25 分）

歳出科目（P164～P167）	2 款 4 項 3 目	選挙執行費
-----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越市長選挙費	94,399	0	94,399

主 な 財 源		主 な 経 費	
一般財源	94,399	報酬	10,877
		職員手当等	16,282
		需用費	10,861
		委託料	26,264
		負担金補助及び交付金	9,915

【目的】

令和 7 年 11 月 8 日の任期満了に伴う上越市長選挙を公正・的確に管理執行する。

【実施内容】

- 「選挙の適正な管理執行」、「投票しやすい環境づくりの推進」、「高齢者等への配慮」、「期日前投票等の利用促進」について、参議院議員通常選挙と同様に実施するほか、立候補予定者説明会の開催など選挙長事務を遂行する。

<参考：前回選挙の状況>

選挙期日	令和 3 年 10 月 31 日
候補者数	2 人
有権者数	158,226 人（男 77,139 人、女 81,087 人）
投票者数	104,565 人（男 51,460 人、女 53,105 人）
投票率	66.09%（男 66.71%、女 65.49%）
開票終了時刻	翌日午前 1 時 20 分（所要時間：4 時間 10 分）

提 出 課	監査委員事務局
-------	---------

歳出科目（P 168～P 169）	2 款 6 項 1 目	監査委員費
-------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	本 年 度	前 年 度	比 較
監査委員活動費	2, 823	2, 798	25

主 な 財 源		主 な 経 費	
一般財源	2, 823	報酬	2, 534
		旅費	213
		需用費	2
		負担金補助及び交付金	74

【目的】

法令等に基づき、事務事業等が、正確で、経済的、効率的に実施されているかどうかを中心に監査等を行い、公正で合理的な行財政運営の確保を図る。

【実施内容】

- ・ 定期監査を始め、法に定められた監査や審査等を確実に実施し、監査等の結果や意見を速やかに関係者に通知・公表する。
- ・ 市民や市長などからの監査請求に対し、適正に対応する。

区 分	内 容
定期監査	財務に関する事務の執行が適正で効率的か、施設等の維持管理は良好であるかなどを主眼として、全部局を原則として3年に1回の周期で実施する。
決算審査	各会計（一般会計、特別会計、定額運用基金、企業会計）の決算書及び関係諸表は法令等に基づいて作成されているかどうか、年度の収入支出は正確に表示されているかどうか、財政状態及び経営成績を適正に表示しているかなどを主眼として実施する。
財政の健全性に関する比率の審査	健全化判断比率及び資金不足比率の算出過程は法令等に照らし正確かどうか、算定の基礎となる書類等は適正に作成されているかなどを主眼として実施する。
例月現金出納検査	各会計の毎月末の現金の現在高や出納関係諸表等の計数が正確であるかどうか、出納事務が適正に行われているかなどを主眼として実施する。

提出課	総務課
-----	-----

歳出科目（P 266～P 267）	7 款 1 項 4 目	消費者行政費
-------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
消費者行政費	12,374	12,978	△604

主な財源		主な経費	
一般財源	12,374	給料	7,722
		職員手当等	2,508
		共済費	1,825
		旅費	120
		需用費	175
		役務費	5

○消費生活相談事業 12,220

【目的】

消費者権利の尊重及びその自立支援を目的とする消費者基本法や消費者安全法の基本理念の下、的確で迅速な相談対応や啓発活動を行い、安全で安心な消費生活の確保を図る。

【実施内容】

<相談対応>

開設日・時間	対応者
毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	消費生活相談員

※開設日は、祝日、年末年始を除く。

(1) 消費生活相談

- ・消費者トラブルを抱える相談者に対して自力解決に向けたアドバイスや情報提供等を行う。
- ・相談内容に応じて市民相談と連携した相談体制を維持する。
- ・相談員に必要な知識の習得、実務能力向上に資する研修等に積極的に参加する。

<相談件数>

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (令和 7 年 1 月末現在)
件数	980 件	968 件	838 件

(2) 多重債務相談

- ・多重債務者の生活再建に向け、市民相談センターで行う弁護士、司法書士による法律相談の中で多重債務相談を行う。

<相談件数>

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (令和 7 年 1 月末現在)
件数	29 件	26 件	15 件

【目的】

出前講座や啓発、情報発信、立入検査等を通じて、消費者被害の未然防止に努める。

【実施内容】

(1) 消費者啓発

- ・町内会や老人クラブなど高齢者を対象とした出前講座のほか、小学校・中学校・高等学校等において若年層を対象にした出前講座を開催する。
- ・消費者被害防止のため、高齢者福祉を始め、各関係機関や消費者団体との連携を図るほか、広報上越、市ホームページ等を活用した啓発を行う。

(2) 表示三法（消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法及び電気用品安全法）による立入検査

- ・市内の量販店等で販売されている商品に適正な表示が行われているかを検査する。